

1 議事日程(第2号)

(令和2年第3回久山町議会6月定例会)

令和2年6月4日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

7番	阿部哲	8番	只松秀喜
----	-----	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	町民生活課長	矢山良寛
教育課長	森裕子	産業振興課長	久芳義則
税務課長	佐々木信一	福祉課長	稲永みき
魅力づくり推進課長	川上克彦	財政課長	久芳浩二
都市整備課長	井上英貴	会計管理者	福島征一
健康課長	大嶋昌広	上下水道課	横山正利
総務課長補佐	亀井玲子		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。今日のこの暑さの中、また体のほうもうまく機能しづらいところも十分あります。そういう中での質問、答弁が行われます。そういう中でのマスクはどうしても話しづらい、聞きづらいもありましようけども、そういう方は許可したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許します。

3番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は3項目ほど質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染対策・対応について。

日本では、国、県をはじめ国内の各自治体は感染症対策に対応しています。新型コロナウイルスの感染拡大は世界規模、義援金やボランティアなどの支援は望みにくい。国や自治体の指導力が求められます。久山町も町独自の支援策がとられているが、コロナウイルス感染症は終息を迎えていません。今後さらに町民からきめ細やかな支援策が求められるのではないかと。現在町の財政状況が厳しい中、町民の生命、健康、生活を守り、また学校再開での学習支援や、中小企業の事業継続による久山町の地域経済を守るためにも町の責任は重くなるのではないかと。そこで、新型コロナウイルス感染症対策・対応についてお尋ねいたします。

まず、町民の気がかりの一つに、自分がコロナウイルスに感染したのではと思ったときどこで受診したらいいのかや、抗体検査などをどこで受ければいいのかなどの心配の声があります。また、まだコロナウイルス感染症は終息していません。4月24日、議員4人でコロナウイルス感染防止対策の緊急申し入れを4項目しておりましたが、町としての取り組みはどうか。そこで、コロナウイルス感染症対策・対応、町の現状の取り組みと反省点があればお答えいただけます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えいたします。

本町では、4月7日の緊急事態宣言以降、これまで国の対策方針や福岡県との情報連携等により町民の皆さまに感染予防対策への徹底のご協力をお願いしたところでございます。密閉空間、密集場所、密接場面の3条件を作らない、行かないなどの徹底、きめ細かな手洗いやせきエチケット、身体的距離の確保や不要不急の外出等、防災ラジオや広報、ホームページ、施設への注意喚起のポスター掲示等、各種媒体等を活用して情報の発信に努めてまいりました。

また、町内施設の臨時休館あるいは閉鎖等によりご不便な生活だったと存じます。結果として、しかしながら町民の皆さまや医療機関、学校等のご協力により本町では現時点でただ1人も感染者を出すことなく終わっております。そういう中で、福岡県は5月14日付で緊急事態宣言が解除されたところでございます。

しかしながら、あくまでも通過点であります。第2、第3波の可能性が大きいことから、これからも気を緩めることなく、新型コロナウイルスと向き合いながら、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を図っていかねばならないと考えています。

また、今回のコロナウイルス感染の問題で反省点としましては、備品等の備蓄の不足でございました。特にマスクや消毒液、防護服やゴム手袋等、ウイルスを想定した備品が全く不足していましたので、早急に備蓄の充実を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も町は日頃の備えを充実させ、指導力をつけ、子供たちへの教育やマスクの備蓄など支援の準備等が必要だと私も感じました。そして、今後の災害対策にも生かしていかななくてはならないと思っております。

それでは次に、新型コロナウイルスに対しての対応の仕方、先ほども言いましたように、町民の中には自分がコロナウイルスに感染したのではないかと、あるいは抗体検査はどこで受けたらいいのかとか、そういう声もあります。そういうことで、過去に、過去というよりか、新型コロナウイルスに感染して大相撲の力士が28歳で亡くなった。相撲協会の話では、4月4日、5日ごろに38度の発熱、保健所に電話をかけたがつながらず、複数の病院には受け入れてもらえず、大学病院のPCR検査で陽性が判明して集中治療室で治療を受けてきたが、そのかいもなく力尽きた。早く大学病院に行けばよかった、遅かった、と関係者の声でありました。久山町は九大第2内科との提携がある。C&Cセンターでのコロナウイルス感染PCR検査や健診、抗体検査など、久山町独自でできることを考えたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在、町村には保健所は設置されておられません。従って、町村の保健所機能は全て県が行うというような状態になっております。従いまして、今回のウイルス感染に対する、今ご質問があった点、PCR検査とか、そういうものについて医学的な保健所が対応すべき事項となっておりますので、町独自のそういうウイルス対策に対する医学的な対応というのはとれないとしか言いようがありません。

ただ、ご承知のように、糟屋郡では、粕屋医師会のほうで郡内に現在1カ所PCR検査センターを設置していただいております。ただし、これはあくまでも完全予約制ということで、しかも住民の方が病院に行かれて医院の先生から検査を受けたほうがいいよという紹介があった方のみ受けられるという形での今対応をとっているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、せっかく町内に九大第2内科との提携しております生活習慣病健診とか、C&Cセンターで行っております。これをやはりぜひ生かしていただきたいなと思っております。これをひとつ考えていただければと。そこで町民がすぐにでも駆けつけることができるというような体制を作っていただきたいなと思っております。

次に、私が中学校のとき、久山町内、久山中学校を中心とし集団赤痢感染がありました。隔離施設手配等で当時の町の対策、対応や調整も大変だったろうと考えます。現在の財政状況の中、基金は財政調整基金をはじめ8つの基金があります。全然活用されていない基金もあり、その中でも使用目的の範囲を広めたりすることはできないか。それができないなら、感染症支援対策のための新たな基金の設立を考えたらどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の新型コロナウイルス感染症の緊急的な対応として、県や政令指定都市あるいは大規模な自治体レベルでは、緊急による新型コロナウイルス感染症緊急対策基金として、基金の設置を行って病院等に支援をしているところもあります。しかし、本町のようなちいちゃな各自治体においては、むしろ今回のような不測の、予想ができないといえますか、予測不能の事象に対する財政支出においては、そのスピード感が求められることとなりますので、特定の疾病等に対する用途を限定した基金の設立ではなく、本町で行っております一般財源の不足を補うための、むしろ財政調整基金を充実させてやるほうが、非常に自由度が高いといえますか、そういう対応が迅速にできるのではないかなと思っておりますので、現在のところ基金の設立をするという考えは、今現在は持っていないところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実は久山町には感染者が1人もいないという先ほど町長のお話もございました。もし感染者が出た場合、隔離しなくちゃいけない。そういう意味からしてもC&Cセンターとか、私はもう一つ残念だなあと思ったのは、夢家が、今回倒産という言葉が正確かどうかわかりませんが、閉店してしまいました。そういうところのホテルを利用して、幸いにして久山町はどなたもおいでになりませんが、そういうところを隔離施設というような位置づけをしたらよかったなあという気がいたします。

そこで、基金の話が出ましたが、今議会で地域福祉基金を、地域振興基金9,514万円を組み替えるような準備されておるようでございます。要するにこの地域福祉基金、今現在残高は1億31万円ですけれども、これを9,514万円組み替えますと、残は約517万円。この基金が今回の使うことについて適正かどうか私もわかりませんが、もしそういうことであれば現実的にこの基金というのを使ってるじゃないかと私は強く言いたいんですが、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっとおっしゃってるのがわからないんですけど、議員がおっしゃってるのは、今回のそういう新型コロナウイルス、いわゆる感染症みたいな特定した基金を作っておくべきじゃないかということでございましたので、先ほどのような回答になっております。

今回、予算の組み替えをお願いしてる社会福祉基金については、ちょっと幅広い形での基金という形でございます。これまでまだ一度も手をつけてなかったんですけども、通常のいわゆる高齢者の介護の費用とか、そういうものはその基金から充てることもできたんですけども、これまで全部財政、一般財源の中で処理してきましたので、今回は緊急的にこういう新型コロナの関係で、いろんな支援策を今後もまた講じていく必要がありますので、この福祉基金の財源の組み替えをさせていただいて、まずは調整基金のほうを少し余裕のあるものにしたいなということでの考えでございます。もし何か答弁が違ってたらお願いします。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私が言いたかったのは、基金があったから使うことができたんじゃないかと。これがなかったら、今、財政調整基金は非常に厳しい状況、3億3,000万円。これに積み立てるために9,514万円をそっちに組み替えたってということでしょうから、財政調整基金が豊富であれば何もこういう基金は崩す必要ない。それと同時に、この地域振興福祉基金は今回のそういうふうなことに充てるということについて目的外な使い方じゃないかという心配もあるもんですからお尋ねしました。その点もう一度。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、福祉基金の財源を、福祉基金を充てさせていただいて、今は一般財源を充ててる財源を福祉基金を充てさせていただいて、その財源を何にでも使えると  
いいですか、財政調整基金っていうのはそういうあれですから、のほうに積み増しをしよう  
ということですか。

それから、福祉基金を今回その財源組み替えるのは目的外、これは全く目的外にはなっ  
てない、全部福祉関係の事業に予算の組み替えをしておりますが、これもまた後で委員会  
等で審議されると思いますので。

それと、有田議員がおっしゃってるように、ウイルス感染の特定目的の基金に積んでし  
まうと、それ以外は使えないから非常に窮屈だということで、むしろ今は緊急に使おうと  
すると、やっぱり財政調整基金のほうを豊かにしとったほうが町の対応が非常にしやすい  
ということで、今回そのような措置を取らせていただいております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 要するに、柔軟性の使い方があればいい基金が幾つでもあればいい、  
やっていけるということだろうと思います。非常に久山町も財政基金は厳しい状況であり  
ます。そこで、財政調整基金とかほかの基金にまつわる、ふるさと納税基金とかにまつわ  
る1つの例をお話し申し上げさせていただきたいのは、福岡県築上郡上毛町は、新型コロナ  
ウイルス感染症対策として住民1人当たり一律2万円を寄附する予算約1億6,000万円  
を計上、資金は財政調整基金約23億円、ふるさと納税基金約12億円を充てる。新型コロナ  
ウイルスの影響が長引けば第二弾の給付も検討するとのこと。上毛町の坪根町長は、今使  
わずしていつ使うのか、町民の感染症からの不安と生活を守るため、金銭的な支援策を講  
じると話されています。自治体独自でいろんな支援ができます。財政調整基金、ふるさと  
納税基金はここぞというときの大きな役割を担っています。そこで、町は新規財源確保の  
ために令和2年度の当初予算の見直し、組み替えをしたらどうか。不要不急の事業を凍結  
し支援対策の財源を確保することなどや、議会での本年度の常任委員会や議会運営委員会  
などの行政視察を見送って視察費用約195万円をマスクやフェースシールドなどを小・中  
学生に配布したらどうか。粕屋町では5,400個分、約100万円の予算を与えるとのことだ  
が、町は新規財源の確保の検討についてどう考えられていますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 新規財源といいますか、財源確保には常に行政として努力はしてい  
かなければならない。ただ、一朝一夕に財源を増やすということはなかなか困難でありまし  
て、財源を増やす手法としては、まず第1に人口を増やす、第2に企業誘致を図って法人

税等を伸ばす、あるいは町独自でそういう収益事業を会社として起こすとか、そういう方法があると思いますけれども、これは特に企業誘致等についてはまた今回の議会会期中、あるいは会期中になるかどうか私もわかりませんが、山田原山地区の企業誘致を含めた土地利用についてまた議会の皆さんと協議を進めながら、このような財源確保をしていかなければならないと思っています。

それから、議員がおっしゃった今回のコロナ感染症対策におけるいろんな経済支援等につきましても、おっしゃったように、まず本町の令和2年度の一般会計予算の不要不急の事業、次年度に延期等、あるいは事業中止も含めたところで今各課にその見直しの点検をさせているところでございます。そういう意味で、若干の予算修正というのは出てくるんじゃないかなと思っています。

ただ、本年度は大きな投資的事業というのはあまり組んでおりませんので、どれだけの事業財源が出てくるのかは、ちょっとまだ今のところ見えませんが、はっきりわかっているのはいろんなイベント事業とか、そういうのは軒並み中止ということで予算の廃止という形になるんじゃないかなと思っています。

それから、各町いろんな今回の緊急支援策は、これはもう自治体によってまちまちです。緊急にいわゆる現金で住民支援をされる自治体もあれば、いろんな公共料金の減免とかやっているとところもあるし、小規模事業者への支援とかあります。これはもう各自自治体の、これはもう町の政策あるいは判断だろうと思いますけれども、今回のコロナウイルスの感染症の支援対策というのは発生してからすぐ支援だけで終わるものではないと。それからまた、いつ終わるのか、またどこまで続くのかというのがわからない状況の災害ではないかなと思っていますので、やはり長期的に支援できるような考えを持っておく必要があるんじゃないかなと思っていますので、第1弾は本町では国の定額給付金とあわせて小規模事業者の皆さんへの支援をやったり、そういうことをしてはいますが、今後はやはり第2弾、第3弾で特に影響のあった人たちを対象に支援策を講じていきたいと思っていますし、全町民の方に対する経済支援というのでも考えてまいりたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私の記憶間違いでなければ、昨年まで財政調整基金は5億6,000万円ぐらいあったと思います。それが令和2年度の予算の関係で3億3,000万円になったんじゃないかなと。これは私のはっきりした記憶じゃないから申し訳ないところもありますが、これからは久山町も水害の時期に、水害、災害というのが始まってきたら、なお窮屈な思いを町民にさせなくちゃいけない。それと、町民に何かをしようとするにしてもやっぱり財源がないとできないんですね。先ほど言いました上毛町なんかは、私も1度4人の議員

と上毛町に交通アクセスの問題で行きました。久山とよう似てました。日豊本線が通ってない。だから、上毛町のコミュニティーバスは中津とか吉富町とか豊前とか、そういうところの日豊本線のJRの駅につながせていただいているという、そういう町だったから、非常に山の中だった。そこがよう財政調整基金23億円、ふるさと納税基金12億円もあったですなあって思わず聞きました。ふるさと納税は何か返礼品に特徴があるんですかって、いや、地元の野菜、米とか、あるいは肉、あるいは卵ですよ。一番私のところでいいと思うのは、上毛町を愛してらっしゃる、上毛町から出ていかれた方がどうせ買うなら上毛町から買おうという、そういう勢いがありますとおっしゃってた。

それで、私は財源の一端をちょっと上毛町を例に挙げましたけれども、町民の皆さんに何かをしようとするればやはり財源、自主財源をいかに持つとくかということが必要だと思う。これからは国は2040年の問題等がありましてなかなか交付税あたりもスムーズには来ないようになると思います。だから、財源についてはしつこく申し上げました。

じゃあ次に、これは教育長にお尋ねしますが、5月25日から学校が再開されて子供たちの声が聞こえる。なぜか安心する。長期休校後の学校再開で学習支援のための対策や、4月24日、我々4人の議員が町長宛てに新型コロナウイルス感染防止対策の緊急申し入れをして、教育、学習支援、子供対策や学童保育について申し入れをしておりましたが、申し入れの対応はどうなっておりますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

今有田議員からご質問された申し入れの内容については、また答弁する機会がございます。それで、質問の内容としましては、学習等の遅れが心配されるところだけでも、その遅れを取り戻すその支援策っていうところでお尋ねだったかと思っておりますので、まずはそのことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

長期の臨時休業によって、子供たちの学習に著しい遅れが生じないということが、もう大前提と申しましょうか、学校の使命として考えております。そこで、大きく3つの取り組みを考えております。

まず1点目は、夏休み、冬休みの長期休業日の削減と土曜日の授業の設定でございます。まず、1学期の終業式を7月31日に変更しまして、1学期を7月いっぱい行います。それから、2学期は8月20日から開始しまして、2学期の終業式を12月25日に行うこととしております。3学期の始業式は1月7日に変更して、冬休みも2日間短くしているところなんです。このように年度当初に計画しておりました長期休業日を大幅に削減して、授業時数を確保するようにしております。土曜授業も当初年間6回の予定でしたところを12回行

う予定としております。

次に、2点目の取り組みとしましては、カリキュラムの再編成です。学校の教育目標を達成すること、そして児童・生徒の知・徳・体、バランスのとれた生きる力を育むということを基本に、今年度中に身につけるべき資質能力を優先してカリキュラムを編成するように学校に依頼したところですが。例えば、国語、算数、数学、社会、理科、英語の時間を中心に確保しつつ、感染のリスクが高い音楽の合唱とか、体育の水泳、柔剣道等、そして地域の方などと交流を行うような、そういう学習内容、方法である総合的な学習の時間を削減することなどでカリキュラムの再編をするように指示をしているところです。

3点目は、ICT環境の整備です。国のGIGAスクール構想をもとに、本町においては今年度中に1人1台のタブレット端末を整備するように進めております。今後は、ICTを授業の中で積極的に活用して子どもが理解しやすい質の高い授業づくりを行うとともに、オンラインを活用した家庭学習ができるように環境整備をしていったり、ICTを積極的に活用していきたいというふうに考えているところです。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 現場でも非常に先生方も大変だろうと思います。ちょっと聞くところによりますと、町民の方の中に教員OBっていう方もおいでになられます。それで、もし私たちが何かできることがあったら協力したいと、こういうふうな声もありますので、教育長も大変だろうと思いますが、よろしゅうお願いしときます。

次に、農業問題についてお尋ねいたします。

町長、よろしゅうございましょうか。

農業政策について、町長の公約であった農業振興政策についての成果と評価はどういうふうにご検討おられますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山町の農業振興については、私も就任当時1つの大きな課題として農業振興を掲げております。結果としては、ほとんど期待に沿えるような状況にはなっていないというのが結論だと思っております。

ただ、皆さんもご理解されてると思いますけれども、日本の農業というのは大きく変わりました。昭和の時代までは国が、特に本町の場合は主たる農業は稲作農業でございますけれども、以前は国が政府米という形で価格の安定を図っておりましたけれども、農業事情が変わりまして自由貿易の伸展等により米が余る状態が続く中、国は生産調整を農家に言い渡し、一定の耕作面積を米を作らないというような、それに代わってわずかな補助金を出すことという一つのごまかしみたいな政策を長年とってきた結果、もう農業は一旦農

地を荒らしてしまうと元に戻すことはほとんど難しいという状況の中で、今の久山町の農業は衰退していったという要因があるのではないかなと思ってます。

特に本町では、都市近郊にあつて、いわゆる次代の担い手となる人たちが都市近郊でありますので農業では生計が成り立たないということでほとんどの方がサラリーマンということで、もう8割はサラリーマン農家、しかも大規模農業をなさる専業農家の方はほんのわずかという形の状態になっております。

町が農業振興で農業者の方にお手伝いできるのは、基本的には農業基盤の整備、これは60年代に本町も土地改良しながら圃場整備をやりましたけれども、ただその当時では見えなかった将来の農業の姿があったように思います。いわゆる本町の土地改良は1反半から大きなところで2反畝町ぐらいの、それとまた地形上段差があるということもあつたんでしょうけれども、そういう圃場の狭い土地改良が終わってしまったんですけれども、その後の農業事情、機械化農業、大型機械による大規模経営農業に今農業が変わっていく中ではとても生産として、経営として成り立たない農業になった。

そういう中で、久山町も農業振興計画の中でずうっとうたってきたのが、実は農業の担い手育成ということを農業振興計画にずうっとうたってきてますけれども、実態は全く育ってないんですね。育ってないというよりは、そういう育つ環境に今の久山町の農地、農家の事情が、先ほど言いましたように、サラリーマン農家が多いということでできなかった。だから、私は町長就任したときの農業振興というのは、新しい担い手を増やすには従来の政府米とかあるときのように、ただ生産しておけば価格が安定し農業経営が成り立っていた時代ではもうなくなったわけですから、新しい農業を生計とするには販路をしっかりと決めてあげることによって農業を生計とする新しい農家が、農業意欲を持った人たちが出てくる、これしか私はないと当時は思いました。だから、そのためにはやはりしっかりと販路をし、何を作るかやなくて販売利益が高収益となる販路とともに販売を考えた生産になるように、農業経営をする人たちのためには町内に身近なところに販路を作ろうということで、皆さんもご承知のように、観光交流センターとそれから県の道の駅事業を一体とした計画をもうこれしかない、正直今でもそう私は思ってますけれども、しましたけれども、残念ながら結果的には議論が成り立ちませんで、途中で議会の承認を得られず断念という形になりました。

だから、これが全く私は販路を作ろうとした道の駅、観光交流センター、しかも農業振興のためには農業の振興だけではなくて観光や、あるいは商工関係とコラボした農業を作っていないとできないという、そういう考えもありましたけれども、この構想は全く正解だったと、これも誰にもわかりません。わからないけれども、先ほど言いましたよう

に、私はもうこれしかないと信じていましたので、この点についての後悔とか反省は持ってないんですけれども、ただあるとしたら、あのときもう少し時間をかけて議会の皆さん、あるいは町民の皆さんと協議しながらあの計画をもっと慎重にやっておけばよかったなど、そういう点では反省をしてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も不動産業をやっております、近頃農地の所有者、耕作者が町外の方が増えてきているような気がいたします。確かに先ほど町長もおっしゃったように、もう農家の担い手の方の中には米作ではもう生計立てられないという、そういう方もおいでになる。また、そういう声も聞こえてきますので、親御さんまでが、もうおまえ農業せんで働いてこいと、サラリーマンになれといったような勧め方もされてるようなことも聞きます。

それで、今町長が農業問題についてはると述べられました。これから新しい町政で引き続きこの農業問題を論じていきたいなと思っております。

次に、上久原区画整理事業についてお尋ね申し上げます。

換地処分は済んで、現在土地の登記も終わってる。平成元年7月に上久原土地区画整理事業は組合の実施経験の具合なども考慮し、工事の事務等を町と組合が平成元年5月8日に協定書を作成、契約して始まった。また、組合との協定書は不平等の事件がないことが前提。上久原土地区画整理事業に当初係る総事業費は約17億3,000万円、そのうち町が事業の大きな効果を期待して人口増や固定資産税・住民税増収を期待し支出した負担金・助成金は4億1,397万3,000円、コンサルタント料は約5億1,000万円と言われている。そして、今日まで事業費が不足するとの申し出により町換地を組合保留地としたが、一方でコンサルタント会社の土地区画整理専門員の職員の不祥事が発覚、町換地を組合保留地にすれば事業費が足るのではなく不正職員の不正の補填<sup>ほてん</sup>ではないかとも言われています。

また、町が出資した補助金等は不正使用されていなかったか。もし不正に流用されていたならば刑事訴訟法239条2項の公務員の告発義務で告発しなければ今後の行政運営に与える影響があるのでは。しかし、町長は、3月議会で同僚議員の質問に対して、資金の不正な横領とかそういうことについては大本である会社が補償するということを言ってますから、資金自体は解決する。しかし、事業が完全に終わってない。この責任は契約した会社を法的告訴の対象あるいは調停の対象になるのではないかと3月議会で答弁されてある。また、町からの補助金、町有地の支出が適正と言えない場合、住民訴訟の対象となる。旧古賀町のようになってはいけないと思います。

そこで、上久原土地区画整理事業についてお尋ねします。

組合は、県から久山町上久原土地区画整理事業における事業進捗について通知を受けている。このような通知を受けることは異例なことで、県は事業計画変更の認可をしたが、しかし最近では事業が進捗しておらず、事業期間内で事業計画に定めてる事業費で終わらなかったら約束が違う。その残額の執行をどうする、その先の工事費の不足の対応はどうかと県は言っている。なお、町長宛てにも県から事業の施行促進のためのお願いの通知が来ている。そこで、県が認可した事業期間延長は1年を切っているが、事業完了の見通しはどうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

まず、お答えする前に、前回の議会での上久原土地区画整理について有田議員からの質問等に私が答弁したことについて、修正といいますか、説明をさせていただきたいと思いますが。前回久山町の換地を組合の保留地に替えた件で質問がありました。私は適正な形で交換しているということを交換という言葉を使いましたが、単に久山町が指定された保留地と組合が指定された保留地を交換したのではなく、いわゆる新たに換地の見直しをやったということをご理解していただきたいと思います。当然区画整理ですから、評価というものがありますので、そういう評価をして新たな換地を行った形で、結果として場所が組合と入れ替わったという形で、なので訂正させていただきます。

それから、上久原の土地区画整理事業についてですが、議員の皆さんも大体いろんな情報を得られてると思いますけれども、今の状況は区画整理事業としてはもう登記完了報告まで県も受理して終わってる状況です。ただ、後になって区画整理区域内の工事がまだ完了してないところがあるという、そういう問題が起こってます。その要因は、組合が事業委託したコンサルタントの会社の中心となって作業していたS職員がいなくなった。いわゆる何か問題があったんだと思います。そういう中で今判明したのが、3,700万円というほどの、これは都市企画センターが精査したときにそのお金が不明金としてなっている。これは事業費を例えば国の補助事業とかそういうものの資金を使ったのではなくて、企画センターに払うべき支払い金が全くそこで出されてなかったということで、これは企画センターが負担しますという形で、今組合と調整が大体ついてると聞いてます。そういう状態の中で、事業全体でまだ未施工になっている、これをどうするかというところで今県も指導してるし、それを完結するために県から町のほうにも通知を、もっと支援をぜひこれからもお願いしたいという文書はいただいとてるところでございます。

ですから、今のところわかってる、不明とか不正と思われるところはそこであって、先ほど言った職員とか理事会の人たちがどうこうとかいうのは一切ありませんので、そこだ

けは説明をさせていただきたいと思います。

そういうことで、この事業は町が、そして国、県と一緒にあって久山町をモデルとして、特に上久原地域をモデルとした集落地域整備法を成立させ、それを実現するための田園居住区整備事業というものを実施をするために、上久原で既存集落を含めた形での区画整理を起こしたというのがそもそもの始まりです。ですから、これを通常は組合施行というのは、この組合の地権者で全ての事業費を減歩によって生み出して事業するんですけど、これはそういうモデル的な事業ということで国も県も、そして町も支援金を出して、というのは、その全体事業じゃなくて、主としていわゆる道路等の公共施設の整備費を公的に応援することによってこの事業が減歩等を少なくし、円滑に進めるように行ったのがこの事業なんです。ただ、あくまでもこれは町施行じゃございませんので、組合施行でございますので、組合が責任を持って事業完了をしていく。

そういう中で、今未施工となっているのは、各組合員さんの宅地の工事がまだ未施工があるんじゃないかという問題が今出ています。この事業費、併せてどう完了するかということで2年の工期の延長をいただいている。道路とかいう公共施設の整備は、町がそういう事業費の中で受託を受けて整備をしてるんですけども、宅地基盤の高さとか、それから形状も含めて、あるいは土留めをするとかというのは、これはもう組合の事業であり作業であるんです。ただ、ここで問題になっているのは、終わった当初の設計は土羽だったのが、地権者の要望で土羽だったのが土止めの要望があったとか、それをS職員に直接いろいろお願いしとったとかいう話が幾つも出てきて、それをやっちゃうとこれだけの事業費になりますよというところで、今組合は本来あるべき姿の換地の施工をするにはどれだけの事業費があと要るかということでずっと今事業費の査定をされて、県との協議の中で何とかこの、今変更出してる事業を今年度内に終わらせたいという形で、今作業をされてますので、町としてもそれを見守りながら支援をしていくという、そういうスタンスで今おります。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 先ほどの交換、町有地の換地の交換、聞くところによると、町の緑地帯といったところの約5,400坪が、ここが付加価値が高まって宅地化になったという話も聞いておりますから、そういうふうな交換の仕方かなというふうに理解しております。

それで次に、県から上久原土地区画整理事業における事業進捗についての通知が町長宛てにも来ております。事業期間2年延期の事業計画変更願について町の責任はあるのか、また県から町長宛てへの通知の内容はどういったものだったのか、お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県から町へのお願いは、組合のほうには直接県のほうが通知をされますけども、町も引き続き事業の完了について支援をぜひお願いしたいという、そういう文書の内容でございます。

それから、事業完了のための町の責任はということですが、その責任といっても範囲が非常に広い言葉だからよくわからないんですけども。先ほど言いましたように、事業を完了させる責任といたしますか、内容についてはもう、先ほど言いましたように、宅地の基盤の高さとか、土羽で終わらせるのか、土留めをせないかんのかとかいう基準、判断するのはこれも組合の責任でやるべきで、それが残ってるということで。ただ全体的にこの事業を完了させる責任は、当然ながら先ほど言いました経緯からいうと、町の人口政策も含めたところでこの事業を町も手がけたところだから、当然ながらその完了させる責任は町にはあると思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 一般質問の通告の中に文字としては入れておりませんでしたけども、県からのいわゆる事業計画変更の町進達で出してますね。これについて町の責任はあるのかという意味でお尋ねしたかったんですが、それはもうこの中にに入れておりませんでしたから、いいです。

次に、先日同僚議員、そして県の担当者と面会の場を作っていただいた方3人で県に行きました。担当者2人の方と話をしました。町長は所管、指導監督は県であると話してあるのだから、県から上久原土地区画整理事業の進捗の通知が組合に出されたと思います。しかし、県には図面はない、また完了検査はしないとの話。よくそれで事業が進捗していないことや、あと1年を切った事業期間内で終わるのか、事業計画に定めてある事業費で終わるのか、この先の工事費不足の対応はどうかなど、資料がないのによく通知が出されたなと思っておりました。県は、補助金等は工事費は出さないと云ってる。町は、土地の登記もできて。区画整理事業内の土地は宅地が原則。それに沿って固定資産税も徴収できるし、建築もできる土地になっている。人口も増える。そのために約4億円や町有地の出資をして。これからは町は集会所等の住民の要望に応じていかななくてはならない。土地区画整理事業の指導監督である県と組合でこれからは事業完了に向けて協議していけばいい。町は一組合員の立場でよいと考えます。また、組合との協定書は、事務関係で補助金事業費や工事費等の協定ではない。事業完了については、組合施行事業であると町長も先ほどからおっしゃってます。町には責任はないのではないかと思います、その点はどんなふうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 再度責任のことをお尋ねだと思いますけれども、先ほどから言ってますように、事業に関する、県も管理者ですけれども、造成の事業の中身というのは県には行かないんですよ。あくまでも県は平面図の中で区画整理が行われてこういう道路計画とか事業計画、換地が行われるという形で審査してそれを認可するという形になりますけれども。だから、ただし区画内の県道あるいは町道、補助事業を使った分についてはきちっと完了検査もしますし、今回国の会計検査の実施にも当たっておりますから、そういう検査はきちっとやってる。ただ、宅地の工事については、これももう組合でしか、組合で決めた基準で組合で施工するという内容になりますので、先ほどから言っているとおりです。ただ、全体を考えたときに、今から組合でその残りの事業予算で整備して、その結果がどうなのか、資金的に不足するのか、不足しなければそれで終わると思うんですけど、その整備水準なんかも考えて。不足したときに、じゃあその原因はどこなのかということは精査が必要になってくると思います。それは、職員が不正を起こした企画センターによることによって事業の未施工部分が終わらなかったのか、あるいは組合の整備基準を余計に上げたために不足したのか、もしくはこの事業は当初事業計画をスタートしたときからもう30年近くもたっている。その当時設計した事業費の、いわゆる組合の事業費ちゅうのは歳入源はもう保留地処分金しかないわけですね、宅地造成なんか。その保留地の価格が当然ながらそれだけのバブル前半のときからもう30年たった時点での保留地の単価が影響したのか、そういうものを精査した上で組合からも資金を含めての支援要請が最終的には私はあるんじゃないかなと思ってます。そのときに町としての責任は、それを精査した上で考えるといいですか、支援とかいうものを協議していく必要があるんじゃないかなと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私が一番関心あるのは、町が工事費とか補助金とか足りない金額は町が引き受けてやらないかのかと、これは非常に関心があったものですからお尋ねしてるわけです。

次に、組合が未成工事の財源確保ができなければ町に全てお願いしたらどうかとの意見もあるようだが、町は事業を引き継ぐ気持ちはありますか。その点をお尋ねします。

（町長久芳菊司君「もう一度お願いします」と呼ぶ）

組合が未成工事の財源確保ができなければ町に全てお願いしたらどうかという声も聞きます。そこで、町はこの事業を引き継ぐ気持ちはあるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町が組合事業を引き継ぐということはありません。

それと、先ほど言いました事業費が不足するからあと全部町でという、それは今はっきり組合にはお断りしてます。先ほど言いましたように、きちっと原因等を検証した上で町への支援、要望なり、それはすべきだということで今組合に対しては言ってるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、事業完了までの間にそういった町が引き継がないかんとかい、そういうことをしないという町長のお答えを聞いて安心しました。

次に、今日町は新型コロナウイルス感染症対策と向き合っていかななくてはならない。現在町の財政調整基金残高は約3億3,000万円。ほかの自治体の中では数多くの独自支援策に取り組んでおられるところもある。今後久山町も、町民からきめ細やかな支援策が求められると町の財政状況も厳しくなることも予想される。そういった状況の中、支援対策の財源を確保することなどを土地区画整理事業より優先すべき。要するにもう土地区画整理事業は町は関わってもらいたくないというのが私の考えです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう町は上久原土地区画整理に関わりたくない、これは私はできないと思います、先ほどから言った経緯からいうと。スタート時点で町は一定の減歩、この事業計画、区画整理事業の減歩が定まったならば、後は国、県、町、特に町は責任を持ってやりますと、これはもう口頭で当時の首長は言っております。だから、これをすると、当時の設計のもとに減歩が決まって施行してきた、結果、万が一事業費が不足したと、じゃあこの不足は何によるものかというのをきちっと検証しないと。ただもう足りなく、それは町は一切知らんぷりですよということには、私は行政としてこの事業というのは見放すことはできないんじゃないかなと思ってます。

それから、そういう意味で、コロナで確かにいろんな財政支出ありますけど、コロナと区画整理の事業をてんびんにかけるのはちょっと間違いじゃないかなと考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 要するに、先ほどから言います町費を出さないで関わり合いを持たれるのは私もいいと思います。ただ、町がその町費を負担しなくちゃならんというようなことになると、これはだめですよと言いたいわけです。

そこで、区画整理事業の大きな効果を期待して町は事業開始に当たり多額の負担金や町換地を出資し、公共下水道等の公共施設の整備に努めた。これからは集会所建設等の問題がある。町長、現役のときに事業が早く終了するよう指導、勧告すべきではないでしょう

か。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今そういう気持ちで進めています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 最後の最後まで町長も大変だろうとは思いますが、ひとつ頑張ってやってください。それで、私も頑張らせていただくことに期待しております。

次に、上久原古野交差点から上久原集会所に向かう中道にある町有地になった部分は換地処分であったとの説明であった。町有地の上にあるブロック塀や庭木などが現在残っているが、補償物件の移転が完了していれば換地処分ができるとある。補償は済んでいるか。事業計画どおりに道路整備をしないと県は事業完了は認めないし、町道認定もできない。また、清算金の交付や町有地の上にあるブロック塀や庭木等の問題は事業完了の支障となるのではないかと思います、その点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは組合と地権者個人との問題でございますので、個人の方が、一地主の方がまだこの事業計画、補償金なんか全部いろいろ提示とかしてあるけれども、まだ最終的な了解が得られてないという形で、今、鋭意進められてるところでございますので、町がこれに対してどうこうという意見を出すことはできかねると思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 清算金がありますね、町が組合からいただく清算金があります。これについてはどういうふうな見通しを持ってられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 清算金は当然、もう清算金っちゃうのはもらうほうと出すほうとありますので、今はその出すほうと入れるほうとの調整をされてるところで、当然これはもう町はいただかなくてはなりませんので。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 最後です。

清算金交付を受けることができてないのは、町だけと。徴収をまだ払ってらっしゃらない方が3名おられる。1人の方は分割払いで今やってらっしゃるけれども、2人の方はいつになるかわからないと。こういう状況の中で、いつその清算金は町が交付を受けることができるのだろうかという考え方をしております。そして、県はその清算金の交付が終わらんと事業完了としては認めませんよと、こう言ってらっしゃる。その点はどうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これはもう私で判断できることじゃございませんので、回答はできないと思います。

（3番有田行彦君「終わります」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

10時45分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は3項目質問をいたします。

今回は、説明責任、そして情報の公開という、よく国でも問題になってる、課題になってる、そういった点を絡めて質問を書いております。質問はいつもの項目でございます。

まず、1項目め、ごめんなさい、2点になってますね、2項目になってますね。失礼をいたしました。

1項目、町の諸問題と役場機構のあり方ということについて、1点目が補助金目的外使用と説明責任、そして2点目が上久原土地地区画整理事業と情報の公開ということで、2項目目が不規則発言と答弁姿勢について、順番に行きたいと思います。

まず1点目、そして1、補助金目的外使用と説明責任ということでございます。

まず、この補助金目的外使用、一番の大きな発端となりましたのが、この1点目の地域住宅モデル普及推進事業、この補助金が交付されて、それを他用途に転用したということでございます。平成21年度に補助金申請のモデル住宅事業は国交省からの補助金交付以降、活動が全く見えていません。議会へ事業状況を報告したことがないのではないのでしょうか。これまで議会で報告したことがわかる記録があれば示してもらいたい。また、国交省への補助金申請の背景を含め改めて当時の事業推進の状況をということで、まずこれ順番として、副町長、当時の担当課長に答えてもらいたい。後の部分は町長でもいいと思います。

ただ、町長はいつものとおり、これまで答えたとおりですということでおっしゃると思いますので、前もって今までの議会報告、議会の会議録見てみました。そしたら、この事

業について町長は当然これは答えなければいけない点が幾つかありました。それは、3番議員がよく森林の活性化、町の林業の活性化ということでこれやっていたんですけど、平成22年9月議会あたりとか、あとは23年12月議会、あるいは年度の予算関係、これでいろいろ質問しとるんですよ。そして、モデル住宅ということも使ってPR、町にやったらどうかというふうなことを言ってる。なのに、町長は答えてないんですよ。そういったことも含めて、これ議会で言ったことないんじゃないかなというふうに思うんですけど、まず担当課長であった副町長、佐伯副町長に答えていただいて、場合によっちゃあ町長答えてもらってもいいと思います。

お願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この地域住宅モデル普及推進事業に関しましては、これまで何度も同様の趣旨で質問に対してお答えしておりますが、それ以上のことはもう同じ答弁になると思いますので、回答を控えさせていただきます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） おっしゃると思いました。でも、今回はちょっと若干視点を変えて地域住宅モデル普及推進事業についてということをおっしゃっておりますが、今までと若干ほんの少し角度を変えて突っ込んで話をしたつもりでおります。

例えば今言いました3番議員の質問について、林業活性化について、平成22年9月議会では、その議員は、久山町がかつてやってた糸島の久山の木を使った、これは住宅ですか、そういったものを題材にして糸島の久山の木を使った家、これ宣伝になるかなと思いますよ、PRになるかなと。これPRになりませんよ、はっきり言って。大体本来ならモデルハウスで解放していいんですよ。町長、新聞で久山の木を使った家ですと言ってPRしていいんです。何のためにあの木を使うため町税を使ったと思いますかねと答えてるんですが、その後町長の答え、これ答えてないんですよ。そういう形で終わってる。本来でしたら担当課長であった佐伯副町長あたりがやってますよということでメモ書き渡して、町長にはいって渡して、やってたねってということで答えてもよかった。そういった形跡が全くない。だから、本当にこれ、はっきり言わせて目的外使用ということで会計検査院から平成26年になって指摘を受けた。ちょっと苦しくなりました。ですから、これ偽装してたというふうにとられても仕方ないと思うんですよ。ですから、この点もう一度、これ、私今まで聞いてなかったと思うんですけど、これいつ説明したか、説明したことあるんだったら、これ担当課長、副町長でもいいですから、答えてください。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、マスクきつかったら外してもいいですよ。

(4番佐伯勝宣君「きついですね。どうぞ」と呼ぶ)

町長。

○町長(久芳菊司君) 再度言いますけれども、もうこの事業の関係については全て議会に報告し承認をいただいた案件でございますので、その件についての回答は私のほうからもうすることはありません。

(4番佐伯勝宣君「副町長もない」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 副町長もないですか。じゃあ、宿題にします。またこれ入れます。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、いいですよ、本当に、さっききつかったようだから。

○4番(佐伯勝宣君) 体力不足で。

2項目め、補助金適正化法について。

国交省からの補助金を子育て支援センターとして転用した際、これは補助金適正化法違反になりますけど、ちゃんとこれは補助金適正化法解説ということで、これ本もあります。要綱にも書いてます。当然会計検査院の指摘ですから、これ違反です。そういった転用の際に違反の認識があったのかどうか。副町長、当時の担当課長、お答えください。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 副町長も含めて私も、また役場の職員も国からのそういう補助事業全てについてそのような悪意を持って事務を遂行することは一切ありません。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 副町長を指名したんですけど、私の質問権どうなるんでしょうか。もう一回、副町長、答弁お願いします。当時の担当課長です。

○議長(阿部文俊君) 副町長。

○副町長(佐伯久雄君) この件につきましては、私が担当課長として事業を推進してきたという立場でございます。そういったものについては、今町長がお答えしたとおりでございます。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) じゃあ、宿題にします、そうしたら。

3項目め、議会への報告と減給措置。

平成26年12月議会での目的外使用の報告のタイミングは遅過ぎると考えます。また、町長、副町長、当時の副町長のわずか1カ月の減給措置では町が負った損害に見合わないはずでございます。今のコロナの災害対策もでございます。町にお金が足りません。このときの平成26年12月、町長の減給措置わずか1カ月14万8,000円程度。当時の只松輝道副町長

も6万円ちょっとでございました。合計で21万円弱でございます。これではとてもその後町が負ったこの損害、信用の失墜、それに見合わないと思います。

そこで、今コロナの対策も今町の財政の関係でなかなか後手に回ってる状況というふうには私は見ております。こういった任期終了前に追加で減給措置をまたとるべきではないか、あるいは町長は今お答えにならないということでしたらまた続ける気あるんじゃないかと思えますけれども、そういった中で本当にお辞めになるのであれば退職金、これを返上してでもそういったコロナ対策、今回この平成26年当時にこれは十分じゃなかった分を補うという考えはないでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議会への報告と減給措置につきましては、もう議会のほうに報告し承認いただいている。佐伯議員の個人の考えはそれはそれだと認識しています。それとまたコロナの問題とは全く関係はないと思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 同じ答えが続くでしょうから、これもまた宿題にします。

では、2点目いきます。

上久原土地区画整理事業と情報の公開ということで。まず1点目、未施工発覚問題について。

各関係機関、これは県、組合、コンサルタント会社とのこれまでの協議の状況はどうでしょうか。

また、総会開催等、6月以降の動きの予定は。これは都市整備課長、担当課長にお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

久山町上久原土地区画整理事業の未施工工事、未施工箇所につきましてお答えさせていただきます。

この未施工箇所、未施工工事が発覚といいますか、区画整理組合のほうで認識されました時期としましては、平成30年5月に組合のほうの換地処分が完了したわけですがけれども、その換地作業の完了に伴いまして、その後法務局等での登記手続がなされました。その直後の時期に組合のほうではそういう未施工箇所等の認識をしたということでございます。当然その時期といいますのは、久山町上久原土地区画整理事業の第10回変更の事業認可期間でございましたので、直ちに認可権者であります福岡県のほうにも報告がございました。そういった報告等を経まして、現在の上久原土地区画整理事業の第11回変更に至っ

ております。当然認可者であります福岡県、そして関係機関等としましてもこの第11回の変更が現在ございますので、その第11回の変更の期間内に事業計画に沿って完了するようということでの協議がなされてるところでございます。

また、今後の組合の動きでございますけれども、私のほうで聞いている範囲内では、約週に1回程度のペースで理事会、そして役員会を随時開催されておまして、問題点等について協議をされております。

また、組合員さんに対しましてのご報告といいますか、周知等に関しましては、できるだけ早い時期に総代協議会等を開催して、組合員さんに現状をお伝えしたいということで行いたいというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もう少し課長にお伺いします。

任期がもう1年切っております、来年の3月末ということ。そして、総会のシーズンが大体6月ぐらいじゃないかなというふうに思っております。そういった中で、時期は総会は6月に開催されるものなのかどうか。そしてコロナの影響もございます。これで工事に関してもこれは影響があるんじゃないかと。その際は県に対してもこれは申請といいますか、これは2年延長してもらってる、そういう中でもまたそういった、とても元々この状況からして未施工、これは虫食いというふうに言われてる状況でございますが、終わる状況ではない。そういった中でこれは延長が必要じゃないかなと思うんですけど、そういった動き、考えというのは相対的に見てどうなんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

私のほうで聞いている範囲内でありまして、まずは今回認可されております第11回変更、今年度いっぱいということになっておりますけれども、これを目指すというのが当然現在の事業計画でございますので、それを実施というふうになっております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、最近の新型コロナウイルス関係の状況でありますとか、そういったまた施工の状況等ありますので、認可権者であります福岡県のほうには必要に応じて組合のほうから報告がなされるかと思っておりますので、その中で今後どういう対策をとるかということでの協議されていくものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もう少し教えてください。

現状延長というふうな考えでおるのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） 延長という問題ですけれども、先ほどから言ってますとおり、今事業計画認可中でございます。ですから、まずはそれを進めていただいてその後に出てくる議論だと思っておりますので、現時点では延長ということについては触れておりません。

以上でございます。

（4番佐伯勝宣君「じゃあ次いきます」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 2点目、町長の事業への介入についてでございます。

前回3月議会でも町長のほうにまたいろいろお伺いしましたが、未施工の状況、これはなかなか進捗しない。本来でしたら、組合にあるべき簿書類、こういった関係書類が見当たらない。これはコンサル会社のS社員が持ち出したんじゃないかと言われている。それであつたら盗難届でも出さなきゃいけない。そして、未施工の箇所がこれ確定してない状況というふうに私は捉えております。そういった状況であるんだつたら、これは監督責任は県にあるというふうに言われてますが、当然町もこれは指導しなければいけない立場。そういった中で土地区画整理法第123条の町長の権限といいますか、資料を出しなさいとか、あるいはこうしなさいという、そういった要請、これは出せるものと思うんですけども、町長はその行使の予定というのはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 確かに123条に事業が進捗しない場合には組合に対して勧告または指導、助言をすることができる。もう既に県のほうから文書で通知出されておりますし、町のほうも状況は十分把握してるわけですから、町のほうから事業認可者でない、もう事業認可者が既に勧告、進捗の通知文書を出してある状況ですので、町がそこに何らかの介入してどうこうという形は何の効果も今得られないような状況でございますので、今は組合に粛々とその未施工部分についても、今十分組合も事業箇所の精査をして事業費の縮小を図りながら進めてありますので、随時組合との相談あるいは協議には乗っている状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） その文書、県から町への通知文書というのは多少黒塗りで構いませんが、情報公開請求は可能でしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町に来て分は町のほうで対応したいと思います。

（4番佐伯勝宣君「わかりました。また、請求を考えたいと思います。3点目行きます」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、手を上げてから言ってください。

佐伯議員。

○町長（久芳菊司君） では、3点目行きます。

町の情報公開についてでございます。

今私はいみじくも情報公開というふうに申しましたが、この未施工の問題の件、町に私はもう何度も関係機関との協議記録、今言いました県、組合、コンサルタント会社、そういったものと協議した記録というのを開示請求しますけれども、そのたびごとに組合事業の文書であり不存在と、情報不存在のそういった内容の回答が続いております。記録が不存在というのはおかしいんじゃないかというのが今回の問いでございますが、その根拠というのが、町がそういうふうに不存在というふうに回答を得た後、私は県に同じような情報公開請求したんですよ。そしたら、これまでこの未施工について28回、これは町だけじゃなくて組合も含めた協議録なんですけど、それが出てきました。黒塗りが多いんですけども、平成30年6月4日を皮切りに昨年11月26日までやってると。もうこれ平成30年6月からこれはもう未施工というのがわかっただけですよ。それが我々議会にも正式に報告されてない。少なくとも私の耳には届いてない状況であった。これはちょっといかがなものかというものでございます。

そして、こういった記録は県にはちゃんと黒塗りであるのに、町は情報不存在というのはおかしいのではないかと。本来このように県と同じような形で町も対応しなければならないのではないのでしょうか。

例えば、県の場合はこれは部分開示でございます。部分開示の理由というのをちゃんと述べております。これは、未施工箇所については個人情報に関わると。あと組合の利益、これは公にすることにより組合の権利、その他利益を害するおそれがある。あるいはその他の正当な利益を害するおそれがある情報。またあるいはこの未施工箇所については行政運営情報として非開示というような形で述べている。同じような形で町も久山町情報公開条例ってあるんですよ。こういった県の述べてるような箇所、部分開示の条件というのはあるんです。本来でしたら、町にこういった情報があって同じような形でこれはそういうふうに利益、利害関係を害するおそれがあるからこの部分は不開示ということで、部分開示をとるのが当然じゃないかと思えます。しかし、町の回答からしたら情報そのものがないという、おかしいと思えます、それは。

例えばこの28回の協議記録のうち直近のものが昨年11月26日でありますけれど、それはちゃんと県のほうがタイトルとして、タイトルはありますし、会議録にも課長の名前出ますので言いますけれども、井上課長との協議（議事録）ということであるんですよ。そして、県からの要請ということではっきり未施工箇所概算工事費を算出するために何々。概算工事費算出後、工事実施箇所絞り込みのために何々というふうに出している。これを私県から入手した後、これ具体的に絞り込んで久山町に情報公開請求しました。しかし、回答なかった。その出張命令書、それも含めて出したんですけど、それ記録も何もない。これはやはりおかしいんじゃないでしょうか。

要請というのは、これ強い言葉でございます。当時これはまだ県が要請してませんでしたが、安倍首相がちょうど要請を出したところ、県の方に聞きました、この要請というのは安倍首相が課した要請と同じですね。県は答えに窮していました。しかし、私はこうですね、ああですねというふうにして、はいそうですと、もう認めざるを得なかったと。はいそうですとは言いませんでしたけども、認めざるを得ないような状況でうなずきました。そういった状況であるのであれば、当然記録は残っておらなければいけない、久山町に。それが無いというのはどういうことなんでしょうか。この辺をどう考えているか、記録の情報公開という点でこれは記録は残してないんでしょうか。そして、何度も言ってますが、行政というのは文書主義です。文書に始まって文書に終わる、そのセオリーから外れておるんじゃないでしょうか。

いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃってる県との協議の記録がないんじゃないかっていうことなんですけど、この上久原の区画整理事業の県の協議は、基本的に事業認可者の県が組合を呼んで協議をする、それに町の職員も立ち会ってるという形で、県の組合との協議ですから、県は当然協議記録を残しておると思いますけども、町は町の事業をしてるわけでもないしですね。ただ、立ち会って県が聞かれることについて話した部分で、町で記録を残すようなものではないと思っています。ですから、資料の不存在という形で回答させていただいてると思いますので、もしそれに不服があれば、不服申し立てをしていただければ審査のほうにかけたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 不服申し立てはいたしません。数カ月かかります。時間を要しますし、これもいろいろ不服申し立て、行政の審査っちゃうのも私もいろいろ言いたいこと、意見がございますので、これはあくまでも情報公開、一般的な情報公開としてどうかとい

うことでございます。

この件についていろいろ私も意見を聞きました、専門家に対して。情報が残っていないのはおかしいと。そして、先ほど言いましたように、このタイトルが久山町上久原土地区画整理事業井上課長との協議（議事録）ってなってるんですよ。平成元年11月26日10時40分から約20分程度。そして、この出席者もちゃんと書いてます。県から町への要請ってちゃんと項目があるんです。今言いましたように、未施工箇所、未施工の工事の概算工事費の算出をせよと、そして算出するためにいろいろ策をやってくれと。概算工事算出後、工事実施箇所を絞るためのことをいろいろやってくれということなので要請をしてるんです。その記録がないというのは、これはおかしいんじゃないでしょうか。

公文書管理法の第34条にも、これは主に国が主体の法律でございますが、地方自治体もこの公文書管理法の趣旨にのっとりましてこういった事案等の意思決定等の過程が第三者にもわかるように記録を残す努力義務があるというふうに、そういった条文がございます。その条文にも久山町は従っていないということになります。

ですから、これちゃんと県から町へ要請というふうに書かれてまして、これは県は3月16日要請しましたと認めました。認めてもらいました。私がどうしても答えてくれということでやってきて。そういう状況ですので、町に記録が残っていないというのはおかしいと思いますし、となりましたら町の情報公開というものの在り方、これが正常じゃないんじゃないかというふうなことも言われますし、上久原の土地区画整理事業自体がこれブラックボックス化してるというふうに言われてもこれ反論できないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県の議事録が町との協議というタイトルにしてるのはどうか私はわかりませんが、協議なのか、要請なのか、一方的な県からのそういう要請であったのであれば、あえて私ども職員が協議記録という形では残さないのも当然じゃないかなと思ってます。だから、その辺の判断はもう情報関係についてはどうしても佐伯議員が納得いかないということであれば審査会、条例に基づいて措置をしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ちょっと今の件、角度を変えていいですか。

ここに28回分の平成30年6月4日からの記録がございます。黒塗りが大半なんで、わかる所を全部抜き出して書いてます。28回の会議のうち町が出席したのが20回です。その上、そのうちの現都市整備課長が出席されたのが15回ということで。そういう中でこの協議の内容、町が同席で組合に対して、あるいは町に対してもいろいろ連携してほしい

と、未施工箇所を特定してほしいということをこれずうっと述べてる、るる。3月議会で私が町長に一般質問しまして、今こういうことをやっていますというようなことを1年半も前からずうっと県は要請してるんです。それが全く進んでいない。ですから、さっきの123条の行使の件、蒸し返しはしませんけれども、本来でしたら町長がそういった特権、この土地区画整理法にのっとって行使をしていいんですよ。それは要請された組合なり会社のほうは正当な理由がない限りそれは拒むことできないんです。コロナウイルスで首相や福岡県が要請したのと一緒ですよ。従わんやっしたのは某業界、はっきり言ってパチンコ業界ですか、それぐらいやっただぐらいで、本来やったら居酒屋とかそういったお店ももう渋々従ったような状況なんです。そういったの使えるわけですよ。そういった記録がないというのはおかしいと思いますし、1年半も前から同じような答弁を3月議会でもやってる、全く進捗しない。だったら、これ町長は当然権利を使わなければいけない、そして記録を残しておかなきゃいけないです。これだけの記録、私も情報公開請求しましたけれども、出てこなかったっていうのはおかしいと思います。

本題にいきます。町の情報公開の在り方、これを見直してくれということを私は昨年からは言っとります。そういった形で情報公開を改善するお考えあるかどうかも含めて、町長答弁を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の佐伯議員の発言の中で、県が町に対して未施工箇所を特定してほしいという要請を出したということですが、それはちょっとおかしいような私は気がします。内容も議事録そうなのか、なってるのかどうか知りませんが、県は直接組合に対して未施工箇所の、町が特定できるわけじゃないわけですから、先ほどから何度も言ってるように、補助事業で行った公共施設等については町が当然そういうことを県に対して報告できますけども、区画整理組合中身の宅地の造成関係についてどこが未施工とか何の特定とかいうのを町が県から受けて組合にするということはちょっとおかしいんじゃないかなと。直接県が組合に要請すれば足ることであるし、その辺のところは私もわかりませんが。

それから、情報公開制度については、今のところ正常に機能してるんだろうと思ってますので、特段改正する考えはありません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、1点目の町長の疑問にお答えします。

確かにおっしゃるとおりです。要請を町にしたんじゃない、恐らくこれは組合に対してだと思いますが、そこに町も、都市整備課長も同席したと、そして黒塗りですから、誰に

要請したかつちゅうのははっきりそこんどこ聞き取れない。しかし、町長が3月議会で答えようたようなことを1年半も前から県は町の担当者同席の中で言っているわけですよ。そういった中で全然話が進んでないということだったら、後は町長がそういった123条を行使する、そういった状況じゃないですか。それこそ東京都知事も使いました。そういった状況で話が進んだわけですから、それをやらなければいけないんじゃないですか。特に、簿書類がないということは、これはこれでわかるわけがないんですよ、特定しろと言っても。だったら、まず盗難届を出さなきゃいけない。それも出したという話は聞いてませんから、それをやらさなきゃいけないんじゃないかということでございます。

そして、確かに町に今までそういうことで県が要請したことはないというふうにおっしゃいましたが、さっきも言いましたように、一番直近の昨年11月26日にははっきり県から町へ要請してるんです、都市整備課長に。これ県は認めました。だったら記録を残しとかなければいけないんです。開示請求したら、私はもう具体的に絞って出したわけですから、それを見せれないというのはおかしい。

だから、本来でしたら、さっきも言いましたように、部分開示ということで、こういった理由で利害関係に影響するというようなことで部分開示ということで黒塗りで出さなければいけない。そうじゃないわけですよ。それがおかしいんじゃないですかと言っとるわけでございます。そういった点も含めてやらさなきゃいけません。それをやらなかったら、これ事業がブラックボックス化してるんじゃないかというふうに言われても、これは反論できないんじゃないですか。これきちんとやっていますよっていうんやったらやってるというものを outs なきゃいけない。

じゃあ、答弁求める前に1つお伺いしましょう。

今年の2月27日、会計検査が入りましたよね。というか、会計検査が県の土木事務所に上久原土地区画整理事業について担当者呼んでいろいろヒアリングをやっています。そういった中で町が組合に対してお金を出していると、これはどうしてですかっていうのは、これは将来町の管理施設になるからですよというふうには担当者、これは都市整備課長が答えています。ということは、これ町長が介入することはないというふうにおっしゃってまますけども、これ今のこの全然進まない状況やったら特権を利用して、123条を利用してやらさなきゃいけない状況じゃないですか。ずるずる行ってしまいますよ。

そしてもう1つ、これ会計検査官が尋ねてます、事業計画書はありますかと。これ都市整備課長はありますと答えています。事業計画書のコピーと施行日のコピー渡してるんですよ。こういった状況で、書類あるじゃないですか。そういった状況でなぜ開示できないのかというのが大変疑問なんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） なぜ介入しないかと、今先ほどから何度も言ってますけども、介入して何をするかということですよ。今は組合がその未施工の部分をきちっと整理されて委託業者である企画センターと解決をしなければならない作業である。これをだから形上の介入文書を出すとか、そういうのをするよりも実際に全部全て組合は町のほうにその実態状況の報告をしてるわけですから、それに基づいて我々は指導してるところでございます。

それから、その他のもろもろの情報を出さないかんとかなんとかおっしゃいますが、それはもう佐伯議員個人の解釈ですから、それを出さなければならない、ならないと言われても、これはもう押し問答になるんじゃないかなと思ってますけれども、情報公開についてはちゃんとそういう情報請求できるわけですから、それに基づいた請求をしていただき、われわれは条例に基づいて開示をしていく、ないものはない、できないものはできないという形での回答をさせていただいてると思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 2つありますけど、まず最後の1つだけちょっと単独で答えをお願いします。

私の請求というのは、久山町情報公開条例第6条の規定によって請求してるんです。ないものはないというか、ないほうがおかしいんじゃないですか、それは。本来あるべき記録、それを出してないわけですから。だから、何か都合が悪いんじゃないかなというふうになってしまいますよ。本来でしたら、これは役所というのは文書主義、文書に終わって文書に終わるわけですから、残してないといけない。メモも公文書でございます。そういったものすら、これ、ないということはおかしいんです。県が町に要請してますから、はっきりこれ要請したと書いてますし、県もそれもう渋々認めました。認めてもらいました。そういった状況ですから、記録がないというのは、これはおかしいし、それは改善しなければいけない要素じゃないですか。まず、その点お答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ないものをないと言って、佐伯議員はあるべきじゃないかと言われても、ないという正当な理由の中でないと回答してるわけですから。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 情報公開の精神に著しく反してますな。反論があるんやったらこれはまた後から聞きますが、もう1つ前のをひとついきましょう。

あと、なぜ上久原のこの事業、これ早く特定しなさいよと言ってる段階だから介入はできないというふうに言ってるんだというふうには私にもおっしゃいましたけども、あと1年

ないんですよ、これ。そして、30年以上続いている事業ですよ。これ県は延長を認めるんですかね。まだ相談もしていないわけでしょう。

町長は先の3月議会で、認可があと1年と言うが、これは終わらなければ県が1年と言っても組合が解散ということはならないと私は考えるというふうに答弁してました。しかし、この町長の答弁、県の担当者は大変違和感を持ってます。顔をしかめてました。ええっと。要はさっきのこの記録にもありますように、やっところさ2年延長した、延長してあげたわけですよ、県は。それなのに、この事業が終わらんかったら県が1年と言っても組合は解散にならないと私は考えるというのは、これは県もやはりむっとしますよね。ちょうどそのとき私、議事録、まだ未完成の議事録でしたけどありましたんで……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、ちょっといいですか。

（4番佐伯勝宣君「はい」と呼ぶ）

どの部分を言っているのか、明確に言っていただければと思います。

（4番佐伯勝宣君「明確に言ってますから、邪魔をしないで」と呼ぶ）

簡単に言ってください。

○4番（佐伯勝宣君） ですから、その議事録、私1回県と面と向かって話した後、電話でそれ読み上げました、その議事録。そしたら、やっぱり電話の向こうで固まってました、ちょっとそれはないよと。そういった状況でしたら、早急にそれは片付けなければいけないわけでしょう、原因をはっきりして。となったら、今のような状況でだらだらいたら、もうこれすぐ3年、来年の3月末来ちゃいますよ、何も進まないまま。だから、町長が法的措置をとりなさい、あと文書を出しなさい、ないんだったらこれは盗難届を出しなさい、そういった要請を出すのが筋じゃないですか。そういった意味も含めて県は町に対して要請をしてるわけですよ。そのものの要請じゃありません。でも、これは特定させるため。それを今やれてない状況でしょう。だったら、これは町長がやはりこれは動くしかない、東京都知事の小池さんみたいに。その権限はあるわけですから、これをやらんでどうするんですか。答弁を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度も言ってますように、事業認可者の県がきちっとそういう対応をしているわけですから、今佐伯議員がおっしゃってる介入、介入というて、介入で何をさせようとするのかですよ、組合に。今は組合が組合でしかできない、その職員を訴えるにしても、これは組合が判断してなすべきこと、町が組合に対して職員がどうのこうという、組合が今それを置いているのはそれなりの理由があって今の事業のほうを優先してあ

る、私はそう判断しています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ1つ、さっき言った件をもう1回言います。

これは2月27日の会計検査の実地状況調書ですけども、国、県、町との関連性はというふうにとられて、この県3分の1、国3分の1、町3分の1、これを補助してると。要は町がお金を出してるわけですよ。そして、これまで町が出したお金というのは4億2,000万円というふうに言われてます。これ町民の税金ですよ。そうじゃないかどうか、お答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当然町が出す財源っちゅうのは税金が一部必ず入っていると思います、補助金と。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） だったら、町民に対して説明責任があると思います、4億2,000万円も出してるんでしたら。ですから、ここは町民も関心持たれてますので、自分たちが扱った税金、納めた税金がちょっと何かわからんことに使われとると、そういうふうに思われてしまいます。だったら、ここは町長が早急に動ける措置、この123条を使って動くときやないですかね。そうでないと、町民は何をしよるんやろうと、上久原で何かようわからんことがありようと、俺たちの税金使われとうげなど、これどげんなつとっちゃろうかというふうに思うと思います。そういった中で町長は説明責任を果たせるんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度もお答えしてるとおりです。これは組合事業です。だから、当然いろんな事業の中に町の支援として町の財源を投入するのは、この事業の趣旨からして当然のことです。この事業がまだ今完了に向かって進めてあるわけですから、その途中で我々が介入して、介入して解決するんなら資金投入してでも介入、解決するのを組合お待ちだと思いますけれども、今はやはり組合が率先して最終的な結論を出す時期だと思いますから、今町が介入してもその介入する効果はないと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 1年ありますし、町民に対しても町長は俺たちの税金守るためにというか、ちゃんとこれは真相を究明してるんだという姿勢を見せることはやはり大事だと思いますし。任期があとわずかなのか、それともまだあるのかわかりませんが、そういった中で今動くべきじゃないですか、これは。姿勢を見せると。法的措置をとりなさ

い、あるいは書類がないんだったらこれはもう盗難届を出しなさいと、これ姿勢を見せることで町民にも訴えるものがあると思いますし、このままずるずる行ったらまた1年になりまして、これ県はよく思いませんよ。その点はどうお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 両方に言います。今の答弁、回答、それぞれちょっと外れてるというか……

（4番佐伯勝宣君「もう終わります」と呼ぶ）

3番の件がちょっとずれておりますので、そこをもう少し手短にお願いします。

（4番佐伯勝宣君「もう終わります」と呼ぶ）

町長。

○町長（久芳菊司君） 何度も回答してるとおりです。組合も真摯<sup>しんし</sup>に完了に向けて今努力してありますので、それをしっかりバックアップ、また相談に乗りながら完了に向かうように努力するのが今の町の立場だと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 宿題にします。

では、次です。

2、不規則発言と答弁姿勢について。

もう何度も言ってます。平成29年12月議会、私の一般質問の際、発せられた町長の私への不規則発言について、文書、口頭、一般質問にて対応をずっと求めています。該当する会議録も町長に手渡しています。会議録、これをちゃんと町長室で手渡しました。なのに、いまだ適切な対応がとられてないのはいかがなんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今まで回答したとおりでございます。

（4番佐伯勝宣君「宿題にします。以上です」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） これで暫時休憩いたします。

開始は11時35分です。

11時35分から開始いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松本世頭議員、発言を許可します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 時間も時間でございますので、皆さんお疲れでしょうから即質問に入らせていただきます。

2項目質問いたします。

自主財源の確保についてでございます。この件については、5回にわたって再三質問させていただきました。

まず、①でございます。石切・長浦地区の青写真の進捗状況は、また開発に伴う法線は確定されたのか、伺いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

お尋ねの石切・長浦地区の開発につきましては、かねてから計画の進捗を議会のほうからも催促されてるところでございますが、令和元年度の予算で原山エリア全体の利用計画を作成したところでございます。その中で同地区の活用について、基本的な町の施策と合致するような開発の方針を検討を進めてるところでございます。

この計画の基本的なものについては、民間の企画提案をコンペ方式で実施いたしました。残念ながら3社予定した中での2社は辞退されましたので、1社の提案を協議し、それを参考にこのエリアの土地利用構想並びに基本方針を策定したところでございます。計画の内容の詳細につきましては、今会期中に行われます全員協議会で詳しく説明をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

失礼、町長がもう一度返事します。

○町長（久芳菊司君） 県道35号線と猪野～藤河線との関係の計画ですけれども、これは法線については一応2路線を町としては確定という形でしております。今度の基本計画を作成するときに、地元との協議を進めながら、最終的に決定をして進めたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） これも長い間ずっと議会にも町長自ら青写真も提示すると言われておられましたけれども、いまだに青写真は出てこないわけでございます。2路線については、先の議会で質問しまして、5路線から2路線に絞ったということを報告を聞いておりましたけれども、いまだ2路線ということでございますので、全協の場でしっかりまた質問していきたいと思っております。

じゃあ、次に入ります。

企業誘致のためには、早急に石切・長浦地区開発に取り組むべきだと再三指摘してまい

りました。町内企業の中で現在の敷地では手狭であるため、町外に新たな用地を探す企業が出てくるかもしれないとも指摘をしてまいりました。企業誘致をして自主財源の確保を図ることが、町の財政を安定させることにつながるので力を入れるべきだと今までも言ってきました。現状のままでは町外へ移転ということが今後起きることが懸念される。そうならないための対策が必要だと考えるが、その点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 企業の誘致といいますか、誘致というよりも今おっしゃってる既存の町内企業さんの中にも事業拡大で敷地が欲しいという方も、そういうふうな話も数件出てきます。ただ、ご承知のように、単発的な企業用地となるような土地というのはなかなか本町の場合、非常に難しいというのがもう正直なところでございます。例えばほとんどが調整区域ですので、単発のそういう予定地を計画するには、きちっとした地区計画等の理由は進めなくてはならないし、それが大きな敷地になるとやっぱり1年、2年というのを要するので、タイムイズマネーの企業の要請に応えにくいところというのがあってなかなか難しいというところがあります。

先ほど松本議員が尋ねられている藤河、原山地区の土地については、そういうことに対応できるように一団の企業団地を確保するというのも一つは目的があるんですけども、個別のそういう要請については、実際そういうすぐに対応できないというのが実態でございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 開発については、広域的に県単位で今度は開発もできるようになったと聞いております。これも一般質問で町長もはっきり答えられておりますので、久山の宝の山であります石切・長浦地区、早急に開発を行えるように持っていくべきだと思っております。

現に手狭になっておられます某企業さん、あえて企業さんの名前は出しませんが、企業さんは手狭なために粕屋の新工場団地に新設の工場を建設されております。同本社、熊本県ですけれども、熊本の同本社のほうにお電話でお尋ねしましたところ、久山に場所があれば本当は久山に建てたかったということでございます。これも、この企業さんは小早川町長時代に議員さんみんな熊本まで行って誘致をした企業でございます。優秀な企業でございます。その企業さんがもう手狭になるから新たに、当初その企業さんが粕屋に移転されるのかと私は思っておったんですけども、今の施設はそのままに残しておいて、新たに工場をまた新設するというところでございます。そういう企業さんが今後ます

ます出てくる可能性があると思うんですよ。あえて議会みんなて誘致運動に取り組んで、誘致をした企業さんがそういうような形で出ていくということは非常に残念で私はもう口惜しい気持ちでございます。

そういうことで、ぜひ石切・長浦開発に私は残り託された期間を一生懸命取り組むべきだと考えておるわけでございますけれども、その点について再度町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう意味も含めて長浦地区の土地利用計画を今年度より、まず先ほど申しましたコンペをして民間から提案を受けた内容について、詳しく全協で議会の皆さんにご説明したいと思っております。非常に私としてはいい提案をいただいておりますので、久山町にふさわしい企業用地を造っていきたいと思っております。

今回の、今、松本議員がおっしゃった町内企業さんの拡張用地、これはほかにも駐車場用地が足りないとか、そんないろいろなお話があるんですけど、単なる倉庫とかいうのはなかなか調整区域では認めてもらえないというような規制がありますので、非常に難しいところ、だから町としてはもう特に町内優良企業さんの応えについては、努力してまいりたいと思っておりますけれども、そういう形で、ただ本町の場合は非常に福岡、この圏域の中で物流に対する需要、要請というのが非常に高い。だから、物流関係はある一定の需要度が高いと思っておりますけれども、今回全協の中でまた団地のことについては、詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、久山町のまちづくりと単にその企業誘致を進めるために物流なら物流だけをするんじゃなくて、町の健康田園都市構想に沿った形、それから優良な企業が来れるような、そういう団地づくりを進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひその協議の中でまたご意見を拝聴したいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） その某企業さんですね、先ほど申しましたように、平成7年設立ですか、確か、設立されて久山町で頑張ってこられた企業でございますけれども、その優良企業はあえて大きな工場を粕屋町に設立する。久山町にとって大きな損失であると私は確信しておるわけでございます。法人税、固定資産税、もろもろ雇用の問題もありますし、そういう優良企業さんが今後出ていかないようにしっかり行動を起こしていただきたいと思っております。

町長もほかの議員の答弁で、財源確保については人口増、企業誘致等しっかり述べられておりますので、今後残された期間、しっかり前向きに取り組んでいっていただきますことを切に要望するわけでございます。その点について再度答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回粕屋町に行く企業さんというのは工場ではないんじゃないかなと。私もよく知りませんが、倉庫じゃないんですかね。ただ、確かにもう優良な企業さんだと私も思ってます。敷地が狭いということは別の情報から聞いたことありますけれども、直接企業さんのほうから町のほうへのご相談はあっておりませんでしたので。ただ先ほどから言いますように、即それを準備できたかといえなかなかなか難しかったんじゃないかなと思いますけれども。そういうのも含めてできるだけそういう対応はやっていきたいと思ってますけれども、出ていかれる企業さん、今回は出ていかれないんですけど、企業もあれば、よその町からうちに来られる。これはもう民間のそういう動きというのは町どころではそれを食い止めたりできないと思いますけれども、そういう対応ができるような環境づくり、土地利用については進めていく必要があると思ってます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 町長、私が思うには、町長はトップセールスをして久山におられんでも私はいいんだと思っております、正直申しまして。副町長がおられますので、しっかり企業回りでもされて、そして企業の声聞いて優秀な企業を引っ張ってくる、そういう努力を私はしていただきたいと思っておるところでございます。ぜひ頑張って企業誘致に取り組んで、また企業用地の長浦地区開発に前向きに、一日も早く取り組めるように頑張っていていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてご質問をさせていただきます。

私を含め議員有志4名で4月24日申し入れている内容4項目について、どのように対応されたのか、詳しく説明を伺いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今議員から言われました議員有志の方が4月24日に対策についての申し出をいただきました。ただ、これは申し出をいただいて、当然その趣旨を組み込んで、町もいろんな対策を今打ち出して対策をしてるところでございます。ただ、その申し出の項目一項目についてどうこうというんじゃなくて、あくまでも議会全員の決定事項でされてる問題でありませぬので、一つ一つについてこれはどうこうしたとかしてないという回答は控えさせていただきますけれども、申し出の中にあつたものが全くしてない部分もあると思います。例えば町独自の給付金をとかいうのは、もう国の持続化給付金以外に町で現金等の給付金の政策はとってません。その他については、申し出の趣旨に沿った形といいますか、内容としてはなってるんじゃないかなと。いろんな学校の問題にしろ、ほかの支援策についても。

ただ、学校関係については、基本、特に私も注意を払っているのは、やはり一番現場を知ってるのは教育委員会であり学校の現場だと思いますので、学校教育関係についてはそちらのほうの意見を重視した方針を進めるような形になってると思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 3項目、4項目について、教育関係のこともしっかり上げておりました。先ほど来3番議員の質問に教育長しっかり答弁されておられましたので、それはそれとして理解いたしまして、ぜひコロナ対策で町民の方は難儀しておられますので、その点についてしっかり皆さまの声を聞いて対応をしていただきたいと思います。このことについては、この辺で。

2番に入ります。

新型コロナウイルス感染症のため、次年度の財源は大きく落ち込むことは間違いない。今後大型事業見直しも早急に行い、全ての事業の見直しを含めてどのように取り組まれるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。と思っています。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほども、少し、前の議員のご質問に答えたとおり、令和2年度の予算における事業については、再度見直しをかけてまいりたいと思います。

ただ、議員おっしゃるように、いろんな面で税収減になることは当然間違いないと思っていますけれども、事業予算の見直しもそうですけれども、これはもう少し国の政策等の推移、それからコロナウイルス感染問題がどう終焉<sup>しゅうえん</sup>していくのかというのを見極めていく必要があると思いますので、事業の見直し等はやるとはいえ、必要なものはやはり必要なものとして実施していくべきだと考えております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） もう財源もしっかり落ち込むと私は確信いたしておるところでございます。たばこ税、入湯税、それぞれまた他の固定資産税、法人税ですか、法人町民税ですか、もうかなり落ち込むと思っていますので、しっかりそこら辺の対応に頑張っていたかかないと、大きなしっぺ返しが返ってくるものと思っていますので、その点についてもしっかり頑張って取り組んでいていただきたいと思います。と思っています。おるところでございます。

3番に入ります。

税収減は逃れられないのが実情である。今後、山田小学校の大規模改修事業についてはどう影響するのか、伺いたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり、税の減収は大きな額になるのではないかなとやっぱり危惧はしてしますのであれなんですけど、だからといって個別の事業にどうというのは、今の段階でお答えすることはちょっとできないといえますか、山田小学校改修事業だけでなく、全体的な事業への影響というのは、当然期間の延長をしたり、あるいは当面事業計画を中断すると、そういうこともあり得るかと思います。

ただ、もう本当言ってこれはまだわかりません。国の経済対策はどうされるのかですね。確かに、ただ今度コロナがある程度の時期に終焉<sup>しゅうえん</sup>したときの経済活動つちゅうのは、破壊されたわけじゃないから、その反動つちゅうのは当然経済活動の中にもあると思うし、国自体も地方の税収が減ったらそれを地方に任せるわけでは私は決してないと思います。やはり公共事業が投資をしないと国全体の経済の活性化というのにはあり得ないわけですから、その辺は何らかの国も経済対策はしてくれると思いますが、町としては法人税、それから町民税ですか、固定資産税は税の延期というのは法律でやっていかないといけない部分もありますけども、それは払わないということではないんですけど、特に法人税の減収というのをしっかり見通しながら財源確保というのにも注視してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 山田小学校の大型改修事業は、再三先送りになつるのは実情ではないかと思っております。ぜひ皆さんもご存じのとおり、あの体育館、何か天井から物が降り下がっているみたいな、本当に醜いですね、ことは早く解消しなければならないと思っておりますので、ぜひいかなる難題が起ころうとも、事業の遂行をぜひ計画どおりにやっていただくことを切に望むわけでございますので、その点について再度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたように、山田小学校の大規模改修だけを念頭にはちょっとお答えできかねます。何があってもそれだけということですけども、これはやはり全体的な判断をしながら事業優先、取捨選択というのは当然やらなくてはならないような事態になると思いますので、その中で優先すべき事項ということを実施していくべきじゃないかなと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 最後に、1項目、2項目を統括して、やっぱり何をやるにもお金だと思えます。そこで、先ほど来申しましたように、町長は3番議員の答弁でも財源確保については人口増、次に企業誘致等述べられております。財源がないと物事は何事もやってい

けないということでございますので、また私も長い間石切・長浦地区については開発についてはしっかり質問してまいりました。そして、その中で町長は青写真、それから路線の確定もしっかりお願いをしてまいりましたけれども、いまだ青写真、それから法線も1路線に絞れない状況でございます。私は、町長は答弁と矛盾するのではないかとちょっと思っているところでございますので、再度その辺について町長のお考えをお聞かせいただいで、質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員がおっしゃってるのは、企業誘致の関係でございます。町全体の単独の物流関係とか、それは今日までずっとやってきて、できる範囲で進めていく。ただ一つ、長浦地区の関係ですかね、原山一帯。れについてはずうっと私も念頭に置いて進めてきたところでございます。

ご承知のとおり、2年ほど前にあそこの開発について久原本家の大きな開発計画をしたところでございます、土地も処分して。残念ながらそれが成り立たなかったということであるということと、3年ぐらいですかね、それまでは久山町の都市計画の土地利用の中で都市計画のフレームというのがあるんですよね、土地利用の、利用できる面積が。住宅に使える土地の面積、これも人口フレームに関係してくるんですけど。それから商業関係、工業関係とかいう、その工業関係のフレームの久山町に与えられた都市計画の面積というのはもう満杯状態になってたんですよ。だから、それ以上たとえ地区計画といえど増やすことができないという状況の中でしたので。ただ物流関係は別です、別の開発要件でできますけどね。そういう企業用地としての用地を増やすことはできない状況があったというのもひとつ理解していただきたいと思います。その中で今度は、久山町単独の都市計画区域から福岡都市計画区域に編入されましたので、もうそういう土地利用の面積は全体がもうキャパが大きくなったから心配しなくていいという状態に今なってる状況でございますので、今後あそこの活性化ゾーンの利用についても、地区計画を張っていく中でそれは少し可能になったような状況でございますので、非常にご理解をいただいとしたいと思いますけれども、久山町の97%の都市計画の市街化調整区域という法に縛られた中で、セールスに行こうにも受け入れる土地が確保できない、そういう状況もありましたので、非常に難しかったという点もご理解いただきたいと思います。ただ、今はそれが外れましたので、積極的に長浦・石切地区の開発計画を進めてまいりたいと。もちろんそれでも無限大に久山町の人口と合わせた、生産規模に合わせた形でない久山町が土地のそういう利用拡大というのは地区計画の中で県の制限を受けるとは思いますけれども、ただ単独ではなくなったということで、そういう面ではやりやすくなったという事実がございますので、それを含

めて今度石切・原山の開発を進めてまいりたいと思います。

(5番松本世頭君「終わり」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) これで松本議員の一般質問を終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

13時30分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時3分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番本田光議員、発言を許可します。

本田議員。

○6番(本田 光君) まず最初に、新型コロナウイルス感染症から町民の命と健康、暮らしと営業、子どもと教育をどう守るかについて。それから2番目には、久山町上久原土地区画整理事業について。3番目には、約11億円・町総合運動公園スポーツゾーン(サッカー場・野球場等々)の整備推進事業は終焉<sup>しゅうえん</sup>を、という3点について質問をいたします。

まず、ちょうど、いっぱい質問通告の数は出しておりますけども、町長が答弁されやすいように通告させてもらったつもりであります。ですから、前向きな答弁を願いたいというふうに考えます。

まず、新型コロナウイルス感染症から町民の命と健康、暮らしと営業、子どもと教育をどう守るかについて質問いたします。

これから台風や豪雨など風水害が多発する季節となります。日本の至るところで震度4程度の地震も起きております。国連事務総長は、2月4日に人類の死活的課題、気候、危機への責務と共存の取り組みについても会見で述べられました。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言が4月7日に発令、5月4日に延長、そして5月14日には福岡県を含む39県が解除となりました。しかし、5月末より今日まで県内は北九州でも感染者が増加しており深刻な問題であります。また、福岡市でも本日のニュース見る限りでは、また増員が出ているようであります。

そうした中で、一方、PCR検査数そのものが増えておらず、感染拡大に大きな不安を残しております。さらに、医療体制が逼迫<sup>ひっぼく</sup>し、介護、福祉、教育の現場ではかつてない困難に陥り、また休業要請や自粛による解雇や雇い止め、倒産の危機も広がっております。

去る5月8日、久山町臨時町議会が開催され、令和2年度久山町一般会計補正予算を可

決しました。その1つには、新型コロナウイルス感染症対策、特別定額給付金事業、また子育て世代への臨時特別給付金事業、小規模事業者応援給付事業などについてであります。この予算執行の現状を、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

今、お尋ねの新型コロナウイルス感染症対策につきまして、主に予算関係、補正予算をいただいたんですけど、感染症の支援対策で行っております支援のための給付金、それから給付金等ですかね、国の定額給付金、その他子育て世帯への臨時特別給付金事業、それから小規模事業者の応援給付金事業、主に支援関係の給付金の対応をしてくれている産業振興課長から状況を説明をさせたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（久芳義則君） それでは、ご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の特別定額給付金の状況ですけれども、基準日が4月27日、久山町におきまして対象世帯となりますのは3,617世帯の9,087人でございます。これに基づきまして申請業務を続けておりますけれども、まずオンライン申請につきまして、5月9日から受け付けを開始いたしました。5月19日に支給をいたしまして、全体の約1.5%の54世帯、165人分の1,650万円を5月19日の日に振り込みを終了しております。

続きまして、一般申請、郵送および直接提出をされた方につきましては、1回目の支給日を5月26日に支給を終了しております。世帯数に対しましては、2,782世帯の7,007人分、7億70万円、それから2回目に6月2日に支給をしております490世帯、1,261人分、1億2,610万円、それから6月9日火曜日になりますけれども、支給を予定しておりますけれども、123件の269人分を事務手続きを終了しております。合計3,449世帯の8,702名分で約93.5%の現在振り込みのほうを終了させていただいております。

続きまして、子育て世帯への臨時特別給付金でございますけれども、一般受給者の対象者につきましては7月10日に振り込む予定で、現在6月1日に通知書を送付しております。

また、公務員の対象は支給手続きが異なるために別途申請手続きが必要となりますので、申請期間を6月1日から9月30日までとし、申請の翌月10日に支払うように作業を進めておるところでございます。

3点目の小規模事業者応援給付金の状況でございますけれども、申請受け付けを5月1日から開始をしております。1回目の支給日を5月27日に振り込みを終了し、72件、720万円、2回目を6月3日振り込みを終了し、27件、270万円の合計99件、990万円の支払いを

終了しておるところで、現在受け付け総数は本日までのところで111件の申請が上がっておる状況でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今課長が答弁された関係から数字をちょっとこっちで筆記するのが困難だったから、委員会審議等あたりのときにその数字の一覧表を出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（久芳義則君） 議案説明会のときに提出のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） こうした今1番目の新型コロナウイルス感染症対策、特別定額給付事業93.5%というふうに言われましたけども、あとの関係は申請が困難なのか、それとも実際転居されとるのかどうか、そこらはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（久芳義則君） 残り世帯数が168世帯の385人分ありますけども、中にはやはり独居、おひとり暮らしで入院または入所されてある方もいらっしゃいます。その方についてはリストアップをしておりますので、社会福祉協議会、それから包括等と連携をとりながら申請のほうは進めるようにしておりますけども、そのほかにつきましては、複数名の世帯員で構成されておる世帯でございますので、申請受け付けが8月17日までとなっておりますので、再度今月終わりには、もう一度、申請お済みですかというご連絡は差し上げようかとは思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、課長が答弁されたように、社会福祉協議会、あるいはまた民生委員の方たちの力などを借りて大体100%対策ができるように努力をしていただきたいと思いますが、町長、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど産業振興課長が答弁したとおり、大体もうあと残された人数のうちゅうのは絞られてきましたので、全体の皆さんに再度連絡するなどして全体の状況はつかんでまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） じゃあ、次に入ります。

新型コロナウイルス感染症が確認されたところでは、短期間で重症化する事例が出ております。重症者、あるいはまた死亡者はできる限り抑えるためにPCR検査が必要なのは明らかであります。しかし、PCR検査が全国的に見ても伸びていないという、国会論戦等あたり見てもなかなか答えが十分出されてないというふうに考えます。

新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充を図り、地域住民の不安に応えることは喫緊の課題となっております。したがって、糟屋地区にPCR検査センター、地域外来・検査センターを早期に設置していただくために糟屋地区市町長協議会、あるいはまた社団法人粕屋医師会、粕屋保健福祉事務所等々で協議が進められていると思いますけれども、どう進展しているかというふうに考えますけれども、一般質問通告を出しておりましたけれども、かかりつけ医、医療機関が診察の結果、新型コロナウイルス感染症というふうに疑われた場合、PCR検査について保健所を介さずにも実施できる機関として、厚労省が示した地域外来・検査センターを糟屋管内に設置、もう既に5月12日よりスタートをされているというふうに聞いておりますけれども、市町長会あるいはまた郡町長会、そしてこういう粕屋医師会等あたりでどういうふうな、市町長会等あたりで町長は協議されたのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、本田議員がおっしゃったとおり、粕屋医師会のほうが動いていただきまして、郡内に1カ所PCR検査センターをもう既に12日からスタートされております。週に大体3日ほどという形で、PCRの、先ほどおっしゃったように、かかりつけのお医者さんのほうにかかられて、検査を受けたほうがいいよという方を事前に予約という形で今、実施をされてるところです。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これは市町長会、あるいはまた粕屋医師会等あたりのご苦勞も相当あったというふうに思いますし、一步前進だなというふうに評価したいと思っております。

それと同時に、これから財政というのがかかってくるわけですね。

3番目に入りますけれども、新型コロナ感染症対策として、医師が必要と判断したら保健所を介さずとも速やかに検査が受けられる体制を作ることが急がれます。従って、リスクの問題としては、新型コロナウイルスPCR検査センター、地域外来・検査センターの運営費、それからこれから先のもし感染者が出た場合の受け入れ病床、そして今は特にマスクは随分増えてきたようでもありますけれども、ゴーグルとか防護服の資・機器、それから人工呼吸器の調達、更衣室の確保、検査技師、看護師の配置、民間、行政、そして地域医療体制を強化するというのが必要であるというふうに思います。その体制を恒常的に維持し

ていくには財源が伴います。主は、僕は国、県が中心になってやって、そしてその財政、一方負担は各地方自治体も負担が必ず出てくるんじゃないかというふうに思いますが、町長の考えを尋ねたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） このPCR検査については、今現在やはり国、県、特に実施主体は県で、保健所がその窓口となってやるという形をとってます。これを越えて各自治体でというのは、今のところ糟屋地区の市町長協議会でも考えていないというのが実態です。

ただ、今のところ福岡県、それから政令市が大体主体になってるんですけど、糟屋郡の場合は積極的にということで今回医師会が動いてなされたということもありますので、医師会からのご要望としては、今言われた運営負担といいますか、医師の分は国、県からの保険扱いで出るんだろうと思いますけれども、看護師さん等の2名ないし3名等の人件費の応援を希望されてるといふところありますんで、その辺は各市町長協議会でそういう支援は必要だろうという考えで今進めております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今、国は第2次補正予算が閣議決定されて審議されておりますけども、こうした予算を充てるということが中心になってくるんじゃないかというふうに思いますし、同時に地方が全く自治体が負担せずに終わるといふことはないんじゃないかと。これからの強化をしていく、そして第2波、3波という可能性も十分考えられるわけですね。これは長期戦が予想されるというふうに思いますし、終息するまでの関係諸費用等あたりは相当要るんじゃないかというふうに思いますし、そうしたことを含めて粕屋医師会関係へ任せるだけじゃないんじゃないかと思いますが、そこらはどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もうこういう医療ですかね、これについては人材とか機材、それからそういう専門的な機関でないともうできないということでございますので、今回は粕屋医師会がやろうということでやっていただけてます。今後、おっしゃってた新型コロナウイルスの感染症がどう終息するのか、まだずっとかかるのかっていうのはこれはまだ見通しははっきりしてないわけじゃありませんけど、だからいつまでセンターを開設するかというのもまだ見えてませんけれども。まず経費の問題については、現在の分については地方創生の臨時交付金の対象になるのではないかと考えております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 粕屋医師会がPCRセンターを5月12日からスタートをされたというふうに聞いておりますが、それから大体二十数名が受けられたというふうに聞いております

けども、それは別な情報からですけども、町長はそういうのは全くつかんでないですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） PCRセンターの状況については、そういう報告は受けてません。ただ、まだ本当言うて数は少ないということだけは報告を受けてます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これよく糟屋管内というふうに、PCRセンターの設置はそういうふうにおっしゃるとるけども、糟屋管内ってどこという町はわからないんですよ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おわかりになってる方もおられるんじゃないかなと思いますけれども、医師会からは場所のお知らせは公表しないということをおっしゃってますので、あえて私のほうも公表はいたしません。ただ、もうそこを通られれば大体気の付く方は気の付かれると思いますし、ただ今回の感染症に限らず、はっきり言って今回のウイルス感染の最初の陽性の方の受け入れというのは、糟屋地区では古賀のほうの病院にということになってますけれども、これは伝染病とかいろんなものもありますけれども、そういうのを受け入れについてはあえて公表しないのが原則だということですので、わかっているけども公表は控えたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） じゃあ、町長の答弁から公表しないのが原則とおっしゃってるけれども、これを僕がなぜ聞いたかといいますと、町民の方たちの命がかかるとる問題ですね、この管内の方たちの全ての命がかかるとる、そうした中での周知徹底等あたりはどうされるのであるかということも含めて前段を聞いたところですが、そこらどうでしょうか、周知徹底。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） だから、変にそういう住民の方の不安を与えないように公表という形はとらないということです。ただ、尋ねられた場合は当然受け答えはしていく必要があると思いますし、実際場所というのはわかっていくと思いますけれども、別段今回の場合はドライブスルーという形でやっていきますので、捉え方によってはちょっと心配されるかもしれませんが、PCR検査がどうのこうというのはですね。あえて今現在、尋ねられれば当然お話しすることも構わないと思いますけれども、医師会からそういう報告といたしますか、指示を受けてますので、あえてここで公表する必要は控えたいなというところでございます。何らその問題はないと思いますしですね。当然町民の方からそういう不安があった場合は、PCR検査をどこどこでやってますよという回答をすることは何ら差し支

えないけども、大々的にということをする、というのは皆さんそこに直接行かれるようになって困る、医師会がですね。あくまでも今回は病院にかかって、病院の先生から医師会のほうに連絡のあった方たちがそこで受けるということですから、それを町民の方に周知すると、どうしてもやっぱり検査をしてほしいとかいう方が出るから、そういう混乱を防ぐという意味があるんじゃないかなと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 厚労省も、あるいはまた福岡県もこのコロナウイルス関係のパンフレットみたいなものを出されておるし、これ町もそれなりの報告はされとるけども、町民の方に周知徹底するというのが一定は必要じゃなかろうかというふうに思います。でないと、どこに、単に保健所を通さずにもいいというふうにかかりつけの先生の紹介があればということでしょうけども、そうした何らかの困った人たちがおられると思いますから、ぜひ100%町民に知らせるといふのは不可能かもしれませんが、そうした周知徹底は必要じゃないかと思います。再度町長、答弁願います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 区長会あたりに糟屋郡ではPCR検査センターを管内に設置しておることと、それからそういう万が一、今回の新型コロナウイルスのような症状を發した場合は病院に行っていただいて、病院から先生が判断すればその糟屋郡のPCR検査センターで受診ができる体制をとってるということはお知らせをしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これからは何が發生するかわからないというふうに思います。第2波が到来するかもしれないし、いろんな長期戦が専門家の会議の中では述べられとるし、今後の課題がたくさんあるわけですね。もちろん国、県が一方じゃ財政的な負担をしていただくというのが基本じゃないかと思いますが、同時に地方も、先ほど来から基金積み立てあたりしたらどうかみたいな質問もあっておりましたけども、いざというとき財政難じゃ困るわけです。ですから、一定の財政の規模もその場が来たときに対応するんじゃなくて、そうした予算の確保は一定はしておく必要あるんじゃないかと思いますが、町長どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 午前中の質問にもお答えしたんですけれども、このような感染症については、これはもう町村単位でする事業じゃない。ですから、保健所は町にはないわけで、当然県が糟屋郡の管轄をしてるわけですから、町でこれのための財政を確保とかいうのはないと思います。あらかじめするような町の管轄事業じゃないわけですからですね。

これは県がなすべき事業でございますので、今回は粕屋医師会と協議してそういう不安を解消するために、万が一あったときになかなか、もう今はかなり進んでると思いますけどPCR検査が受けられないという状況が続いていたので、市町長会から医師会のほうに要望したという経緯ですので、一般的にはこのような事業は県の所管事業ですので、これの分まで町で予算確保ということは必要ないと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） なぜこういう質問をしたかといいますと、もう久山町のこれからの財政、これを見たら大変な、歳入といっても限度がある。そしてまた国からの補助金というのも限度があります。2040年構想、これを見てもこれからの財政が地方交付税等あたりのきちんとした交付税措置がされないというような意向も一方じゃ出てくるんじゃないかというふうに考えます。ですから、一定の、いついかなる場合でも財政がそういう一定自由に使えるような、そういう財政の組み方をすべきじゃなかろうかというふうに思います。かといって、じゃあ予備費をたくさん取りなさいとは言いません。そうした財政調整積立金等あたりのこれからの積み増しをぜひやるべきじゃなかろうかと、そういう財政のことも含めて再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 財政についてですが、今確かにここ1年、いろんな単独事業の出費も多かったということもありますけども、令和元年度末で大体財政調整基金が7億円ぐらいじゃないかなと思ってます、見込みが。ただ、本町の場合は、いつも言ってますけど、財政の仕組みといいますか、指数というのは高く、高いからいろんな交付税とか金額が少ないということもあるんですけども、これはもう1つは交付税の仕組みということと、1つは町の予算規模の中で事業投資が大きい。というのはやはり福岡都市圏内にありますから、特に財政をずっと圧迫してきたのは公共下水道だと思います。午前中もどっかの自治体が財政調整基金がうちの3倍も4倍もあってというお話がありましたけども、本町の場合は財政調整基金が20億円、30億円というのはほとんどあってないと思います。それだけ都市近郊にあるからいろんな建設投資、下水、都市的な整備をやってきている町ということと、いわゆる都市計画そのものが8つの地区に分かれて、よその町みたいな中心市街地を集中的に予算、都市的整備をするところじゃなくて、町全体を同じように整備していくという事業、政策をとっていくということで、非常にその辺の効率の問題で事業投資はもう、これは見てもらえばわかると思います。福岡県でも恐らく上位、トップクラスぐらいに割合としてはいってるんじゃないかなと思います。だから、財政調整基金をためろうとすると、これはもう事業、建設投資費用ですかね、これを抑えるしかない。だから、財

政力の低い、20%、30%のぐっと都市圏より外れたところのほうが財政調整基金つちゅうのは20億円、30億円とたくさん持ってある地域がある。だけど、そこあたりの町の整備状況がどうかというのも比較しないと、うちが財政状況が悪いとかいいとかいうんじゃないで、問題はまちづくりのそういう生活環境にどれだけ投資をしてるかということも見ていくと、大体本町の場合はせいぜい14、5億円ぐらいの財調をためながら財政運営をやってきたというのが過去の例じゃないかなと思ってます。

ただ、今回のような予想もしないような災害が近年はずっと起こってますので、安定した財政調整基金というのは必要だと思いますので、できるだけそういう面では予算を絞りながら、本田議員おっしゃったように、基金をもう少し増やす必要はあると思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひもうこれ以上財政調整基金を取り崩しては何があるかわからないという、だからもう一定の規模の財政は3億円だったら3億円は必ず確保しとくという構えが必要じゃなかろうかと思います。

次に入ります。

2020年、令和2年度久山町国民健康保険税の値上げが行われました。給与年収400万円の4人世帯片働きの方で、30代夫婦と子ども2人、土地、家屋なしでも値上げの影響は大きい。町国保税は県内でも高いけども、この久山町国保税は2020年度の値上げは全国ワースト10位と、年間増額々は5万7,000円となっております。国は4月に市町村に対して新型コロナウイルス感染拡大のもと、収入が一定程度の減った世帯に国保税の減免を行うよう求め、保険税収入の減少分を全額手当てすると決めました。これをまだ実施されていないと思いますけども、これを直ちに行い、同時に令和2年度久山町国保税をもとの2019年、令和元年の国保税に戻してはどうかと、町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在のこの国民健康保険税の値上げ等も含めて、今回の新型コロナウイルス感染に関する国の指示等も含めて、町民生活課長から概要を説明させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

ご質問の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国保税の減免につきましては、国の通知どおりに実施することといたしております。被保険者の方には、令和2年度の国保税課税通知を今月といいますか、来週の月曜日、8日の日に送るようにしております。その中に国保税減免の手続きを周知するチラシを同封いたしております。

また、ご質問の前段の4人世帯で増加金額5万7,000円というのは確かに高い金額ではありますが、平成30年度に国保税制度が制度改革が行われ、県内国保の財政運営については県が財政責任を担うこととなり、市町村は県が算出した納付金を支払うために被保険者からいただく保険税率を設定することとなりました。本町は、長い間国保税率を据え置いてきたため、県内でも当時低い税率水準にあり、県が示す標準税率とは大きな開きがあり、平成30年度にも税率の引き上げを行い、今年度も税率の引き上げを行いましたが、まだ追いついていない状況でございます。国は、県が算出した納付金と制度改正前の負担金額に大きな開きがある市町村に対しては激変緩和措置を行い、被保険者の急激な負担増とならないように公費を投入いたしております。本町は、その激変緩和措置の対象町となっており、公費を入れていただいております。このように、単年度での税率の引き上げによる国保税の上がり幅は大きくなってはおりますが、保険税自体は県下でも高くない順位にあります。

以上のように、本町は県が示す標準税率に届いておらず、激変緩和措置も令和5年をもって終了することが決定しており、また国および県からは一般会計からの法定外繰入金金の早急な解消を指導されておる状況でもあり、今後も県が示す標準税率に到達するよう税率の改正が必要な状況であります。

以上のことから、2019年度の国保税に戻すことはできないと考えております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 福岡県は激変緩和ということで3年間は値上げしないという方向だったけども、前倒しするような意向は一方じゃあるわけですね。それと同時に、このワースト10という、よく町長は、久山は分子、分母が違うというふうに思いますけども、分子、分母が違うからそういうような料金が高いとおっしゃるけども、そうじゃなくて、税金関係等、使用料、手数料全部、決算状況を見ますと、大体1人当たりの借金が糟屋郡ではやっぱりトップになるわけですね。ですから、これがいかに個人個人の負担が低いかということがその町の姿勢が問われるんじゃないかと思えますし、ぜひそういうことを含めて、国保税あたりは今、低所得者の人たちが多く加入されとるし、同時に都道府県単位の運営主体になってからがかなり厳しくなってきたと。一般会計から出せばペナルティーかけるぞという脅しとか、一方じゃ過去あったわけですね。これは日本全国のいろんな知事会、医師会等あたりもこれにはそういうことはままならないということではなかろうかと。

それから、先ほど課長は国のいわゆる保険税の減免、これは来週の6月8日とおっしゃ

ったんですかね、もう一度答弁願いたいと思います。町長。

○議長（阿部文俊君） 町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 通知の発送は6月の8日、来週の月曜日に行います。

（6番本田 光君「町長」と呼ぶ）

（町長久芳菊司君「今のとやないですか。尋ねられたのは。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 国民健康保険のこういう時期だからこそ減免措置をされたらどうかと、町の国保税。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今課長が答えたように、減免措置はするというにしております。

ただ、本田議員がおっしゃってる国保税の引き下げとこの減免とは全く別の問題でございます。国保税の引き下げ、料金を下げるということについては、今までが久山町の場合、国保税の改正はずうっとやってなかった。先ほど言いましたように、平成30年度に福岡県下の国保の財政運営主体を県がやるということになって、その制度改革によってそれぞれの今まで自治体が保険者ということでしていたのがもう統一という形に制度上になりましたので、そうするともうこれからは各自治体の事情じゃなくて、県が標準税率というのをきちっと各自治体に提示することになったわけです。その中で本町の場合は、保険税が低い、標準税率よりもかなり乖離かいりがあったから2年度にまたがって今国保税率の引き上げを行う、まだまだそれでもまだ追いついてない、そういう状況です。だから、引き上げたから県下で高いんじゃないくて、制度改革になる前に、既に糟屋郡内でも何町かはもうなる前に引き上げてたところは標準税率との乖離かいりが少ないと。うちなんかはそれをずうっとしてなかったから、その差額が大きいから今回少しずつ年度をかけて標準税率に近づけていこうと。ただ、国はその乖離かいりが大きいところについては、激変緩和措置といって標準税率との差額は一気に埋めようとする国保税を一気に上げなくてはならないから、そうならないように激変緩和措置で国からの公費が今投入していただいているわけで、これ5年間か、3年間か。

（町民生活課長矢山良寛君「令和5年まで」と呼ぶ）

令和5年までですから、それまでには標準税率に追いついとかないといけない。今までみたいな法定外の一般会計からの繰り入れはだめですよという指示ですから、そういう形でやっていますので、今の時期、値上げ率だけを捉えるとちょっと解釈が違ってくる。値上げ率だけじゃなくて、値上げした時点で県全体の久山町の国保税っちゅうのは決して半分

より上にはいってないという状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 僕はこの元年度の国保税に戻したらどうかというふうに質問しましたが、町長はなかなか具体的な答弁をされずに、何かちょっと物足りんような状況があります。それで、ぜひ値下げの方向に努力していただきたいというふうに思います。

次に、久山町上久原区画整理事業について改めて質問いたします。

久山町上久原区画整理事業の事業期間は、もういよいよ10カ月を切ったというふうになっております。久山町上久原区画整理事業組合から福岡県に対して2018年、平成30年4月6日付で換地処分は完了したと届けがっております。先ほど来からの質問者にも町長答えられておるけども、完了したというふうに答弁されておりますが、しかし、その後未施工箇所が数十箇所あるということが判明したと。これは確かな未施工箇所なのかどうか。しかし、町長は、これまでの事業は組合事業であり、委託を請けたコンサルタント会社が責任を持っている。事業内容は組合がしっかり精査して結論を出してコンサルタント会社のほうにも主張を言うべきで、そこをしないで町に何とかしてくれと言われても町が入る問題ではないと。役員さんにその作業をしてくださいと主張しているというふうに答弁、今までも議会でされました。

今現在、未施工箇所とその大体費用総額、これは何度も今までの議会でも質問しましたが、どのくらいの総額になるだろうかと。それから組合とコンサルタント会社との協議、あるいはまた未施工箇所の工事費は誰が負担するのかという、これはあくまでもこの組合施工事業であり、同時にコンサルに委託されとるわけだから、町がお金を出すというのはおかしな関係になるわけですね。町はもう全く知らないぞということはないというふうにも一方じゃ町長おっしゃったけど、そこらあたりは一体この工事費は誰が負担するという考え、どういうふうに町長捉えてますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 別の議員の方のご質問にも答えたとおりです。未施工箇所の数とその概算費用額ということで、今、組合のほうでは未施工箇所をぐっと精査し絞って、だからまだ流動的ですので、箇所数というのはまだ報告は受けておりません。ですから、概算費用額も聞いておりませんしですね。これはまた組合の中でのことですから、私が聞いていたとしても報告するのはどうかと思ってますけど。今現在ではそんなふうで、箇所数も組合で絞り、事業費も絞るって努力をされてますので、そして午前中言ったように、本年度の事業を進めようという、そういう状態ですので、これについてはそのようにご理解していただきたいと思います。

それから、誰が負担すべきかというのは、これもまだ結論が出てないですね。だから、今は組合がやるべきことを先にしっかりやって、やるべきことっちゃうのは未施工箇所のどこまでがこの事業の中でするようになってるのかということをはきちつと出して、そしてそれをその原因はどうか、企画センターのコンサル、事業委託を請けたほうのミスによってその事業費が不足、もしした場合、不足したものになるのか、あるいは当初計画より整備水準を組合として上げたような理由によるものなのか、その辺がきちつと精査された上で町のほうに上げていただかないと、我々も検討のしようがない、そういう状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） なかなかずるずるずると来ているんじゃないかと。どこをどう解決するかという関係から見たら、本当の本音を出し合わないとなかなか解決せん問題だというふうに思います。

それと、誰が負担するかという関係から含めると、当然委託した組合施行、そして同時にコンサルに委託しとるわけだから、当然そこが中心になるのは当たり前のことです。それと、かつて僕は知事に勧告権がある、同時に町長にも一定は法的な根拠はないかもしれませんが、やはり町長にもあるわけです、そういう勧告しませんかと言うたときに、勧告は考えていないというふうに町長は当時答弁されましたけども、そういうことを含めての問題点、それと同時に次に入りますが、土地区画整理士は、事業計画、換地計画、移転・補償、工事設計、施工管理等々の諸分野の専門職であります。久山町土地区画整理事業に委託しているコンサルト会社の元職員の不祥事、これは刑事告訴するということが必要ではないかと。刑事告訴しない限りはこういう専門家の人たちの最初から中に入ってあって十分手のひらに乗ったような人ですから、ぜひそうしたことは聞くのが必要ではなかろうかと。全くその動きは見られんわけですね。いずれ刑事告訴をするんじゃないかというふうに町長はおっしゃったけども、見えない。町長はそこらあたりどう把握されてるでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 組合が企画センターを告訴あるいは職員を告訴、どちらかわかりませんが、これはもう組合の判断ですね。だから、そちらに時間とられるよりも、今はまず事業解決をしたい。そして、事件を犯した職員に対して刑事告訴、これは組合がするのか、本来企画センターがするのが、その職員については。組合はその職員というよりもするなら企画センターと争うべきだろうと思いますので、この辺は町がその職員に対して告訴しなさいとかなんとか言うのは町の立場ではないと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 組合員は総数大体208名近くはおられるわけです。ですから、そうした方たちに徹底した情報の公開というか、そうした、今、組合がどういう状況であるかを、恐らく組合の動きは今一つ見えないし、同時に町の参加された関係、同時に3番目に入りますけども、福岡県は本年5月に同組合と町に対して指導、助言を県庁でされたという旨を聞きますけれども、どんな指導、援助があったのか、町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 課長のほうから報告させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

今、本田議員さんがご質問された内容ですけれども、福岡県のほうから本年5月に指導というふうにおっしゃられましたけれども、私のほうが聞いているものに対しましては、先ほどの前の議員さんのときもご質問あったんですけど、3月に福岡県のほうから組合、そして久山町のほうに通知をいただきました。その通知をいただきまして、県のほうから上久原土地区画整理組合さんのほうに何らかの状況報告、その時点での報告を大体5月をめどにしてくださいというようなご指示があったかと思っておりますので、そういった時間的な差異といいますか、がございますけれども、そういう指導だったかと思っております。

また、福岡県から区画整理組合に対しての通知につきましては、当然今年度いっぱい事業期間が終えるので、それに向けて努力をしてくださいというような内容でございます。

また、町に対しての通知につきましては、そういう文書を組合のほうに出したので、町のほうに対しましてもさらなる支援をお願いしますというような内容でございました。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今の課長からの答弁聞きますと、町と組合が5月にこの指導、援助を受けたということじゃないということですかね。

○議長（阿部文俊君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） 私のほうで把握してますのは、先ほども言いましたとおり、3月末に県のほうから通知をいただいた、そして組合に対してその報告を5月中をめどにしてくださいというようなご指示があったというふうに聞いております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 例えば具体的にどういう助言を受けられたんですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今の文書を申しましたように、県からは組合に事業計画に従い事業期間内に事業を完了するようなお一層努力するよう願いますという文面です。

それから、久山町宛てには、上久原土地区画整理事業の施行の促進を図るためなお一層の支援を願いますと、このような県からの通知といたしますか、そういう内容になっております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これはやはり刑事告訴、あくまでも組合がすることかもしれませんが、しない限りはなかなか解決しない問題じゃないかと思えますし、ぜひ町長もそういう助言等あたりをすべきでなかろうかというふうに思います。

それから、次に入ります。

約11億円・町総合運動公園スポーツゾーン（サッカー場・野球場等々）の整備推進事業は終焉をと。

いよいよ町長は2022年度までと期間を延長されました。そして期間延長することで国からの交付金は来るのかと尋ねましたところ、交付金事業から外して国のスポーツ基金、民間のt o t oスポーツ振興基金の助成金100%を得る可能性があるからという、過去答弁されておりますが、そうした今、本当に新型コロナウイルス感染への対策で地域住民の命と暮らしをどう守るか、長期戦が予想されます。ここにこそ全力を尽くすべきじゃないかというふうに思います。やはり不要不急的な事業から外して、そして実際先ほど来からも出てますように、山田小学校の大規模改修工事、体育館の天井剥離修理工事、あるいはまた老朽化している久原・山田両小学校のプールの改修事業と、いろんなさまざまな事業があります。そうしたことが急がれます。ですから、町長、町長の在任中に町総合運動公園スポーツゾーン、サッカー場、野球場、この整備はもう在任中に終焉と、終わりだと、もうしないという断言できないでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合運動公園を今回期間延長しましたけれども、22年度までですかね。この期間延長の事業の中にはサッカー場、野球場は含めていません。これは本田議員がおっしゃってるように、特にこういう状況になったっていうことだから、十分それは終焉じゃなくて時期を見るべきではないかなという気がします。

ただ、その活用については、やっぱり必要な町の土地だと思いますのでしていく必要があると思いますけども、ともかくあの頂上までの道路整備を、今、大体今年度で終わる予定にしていますので、これまではやる効果っちゅうのはやはり将来にわたって大きいんでは

ないかなと思ってますので、これをもってある程度の事業つちゅうのは今後の土地利用活用についての準備はできてくると思いますので、道路整備まではきちっと国の交付金事業でもって完了をさせたいと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長の任期は限られています。次どなたが行政のトップになられるかわかりませんが、次の町政がやりやすいように今の在任中にもうこういう大型公共事業のサッカー場、野球場はもうしませんよというこの場で断言できれば断言していただきたいなというふうに思いますし、何も僕はスポーツ振興そのものを否定してわけじゃないです。スポーツ振興法という法律があって、当然やらなければならない。だけど、こういう時期だからこそコロナ関係に集中、全力投入する必要があるんじゃないかと。ですから、ぜひもう、ただ次の方にバトンタッチするんじゃなくて、不要不急な事業は廃止すべきじゃないでしょうか。町長、再度答弁願いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 道路整備までして総合運動公園の計画構想まで立て交付金事業で、今、最後の道路の整備をやってる。その後についてももう断念するよと、これはもうあり得ないと思います。ただ、以後の施設整備については、これはもう工夫すれば何も町の財源を投資しなくても民間企業に施設を造らせるやり方、方法、供用の仕方というのもあるし、また資金についても、何度か言いましたけど、そのサッカーについてはt o t o資金、サッカーだけじゃないんですけど、スポーツ基金っていうのは、そういうのもあるわけですから、あとは次のトップの方が政治的判断、政策の中で進めていければいいんじゃないかなと思います。辞める私がするだけしとってもう施設整備はやりませんということは、当然あり得ないことだと私は考えております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、ちょっと履き違えられたら困るなあと思いますが、例えばあそこに福岡市のヘリコプターが離着陸しております。そういう関係を含めての道路の作業とか、そういう関係は別に問題ないと思いますが、これからの大型公共事業のサッカー場、野球場等あたりには民間はそう甘くないと思います。ですから、そういう後のランニングコスト、あるいはまたそうした事業経費等あたり、これからは地方財政はもっと困窮してくるというふうに思いますし、町長の代でやっぱり英断をもって終焉しゅうえんとするんだったらするというぐらいの決意を持って次の方にバトンタッチするというのが正しいんじゃないかと思います。再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員がおっしゃってるのは、今非常に資金が厳しい、町の財政も厳しいから断念せよということだと思いますけれども。だから時期は私は、今、特に今回のような新型コロナウイルスの関係で経済が逼迫<sup>ひっぼく</sup>し、また町の財政も今後どうなるかという厳しい状況の中で施設までやるということは言っていないわけですね。社会の情勢が変わり、そういう猶予が可能になったときに町でやるならそういう時期だろうと思いますし、確かに民間も今年に限ればこういう新型コロナウイルスの問題が出たから今すぐということはないんだと思いますけれども、話としてはあっております。民間で施設を建設して、そして町民に開放できるような手法で、民間が、弊社が使えるような形がとれないだろうかという、そういう話も実際提案があってるのは事実ですから、これを実現せろどうこうやなくても、例えばそういう知恵を使えば施設の関わる財源というのは見いだすことも可能だと思いますし、先ほど言ってる町が財源を使わなくてもスポーツ基金から、今はちょっと厳しいからあれですけど……。

（6番本田 光君「もう時間ですから」と呼ぶ）

できるんじゃないかなと思ってますから、それを無理やりあそこまで整備しておきながら断念するという理由は一切ないと私は思ってます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長、やっぱり今の地方財政がどうあるべきか、そして久山だけじゃないと思います。これからは大変な状況になっていく、財政危機に陥る可能性がありますし、ぜひ断念していただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

14時45分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私の質問事項としまして、久原本家への売却地は契約内容を明文化すべきではないかということと、要旨といたしましては、本物件は売却時の目的が白紙撤回され、今後町の計画の妨げにならないように明文化しておくべきではないかと考えております。

この質問は、去年の9月に私が同じ質問をいたしました。その当時は町長は、久原本家とはいつでも話ができるという確言をいただいておりますので、この開発に対しては町長は続投されるという確信を持って私はそのとき納得したところでございます。しかしながら、3月議会において出馬はしないということをお聞きしまして、状況が完全に変わってしまったという感じがいたしましたので、あえてこういう明文化をする必要はないかというお尋ねするところでございます。

あの山田の石切売却地は、場所もいいし、また地形もいい。こういうところを2億数千万円、3億円近い金ということは久山町にとっても大きな財源であり、また企業家としても、久原本家としてもやはり大きな財産だと思います。だから、その財産を生かすも殺すもお互いの協力、理解がないと今後進んでいかないと思います。この点、町長は再度買い戻し、あるいは契約の更新というようなお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えします。

久原本家への売却地についてのお尋ねですけれども、久芳議員がおっしゃるとおりでございます。久山町と久原本家のお互いの理解を得ながら、協力してやったほうが一番効果的だと私は思っています。

この土地に関する契約というのは、簡単に申し上げますと、土地売買処分の契約でもって、今、土地を処分したという状況にあります。その契約書の中に久原本家はその土地を、土地利用のできなかった場合、町はその土地を買い戻すことができると。5年間は久原本家は勝手にそれ以外の用途にはしてはならないと。そういうふうな文面を打つたと思いますので、久原の河邊社長さんと話して、だから今の契約の中で町側にとっては買い戻してもいいし、そのままもう処分した状態にという裁量ができることとなりますので。久原の河邊社長と話したときには、久原のほうも急いで、今後の町の計画に久原としては協力したいということをおっしゃってましたので、あそこの土地利用をしていく上で、今、買い戻すことはできるんですけれども、先ほどから出てるように、ちょっと今2億何ぼの土地を買い戻すのは、町としても非常に厳しい状況にあるから、あそこの土地利用をするに当たって、買い戻して整備するのか、一緒にその事業に土地利用をしてもらうのか、というような話をやろうかなと思ってました。ただ、久芳議員がおっしゃるように、今後の土地の在り方について、今の買い戻しも含めたところで、それから期限あたりを含めて、久原本家のほうとそういう文書化することはやっぱり必要かなと思ってます。基本的には、今、久原に土地処分したところを含めた部分での、今回の長浦地区の土地利用あるいは開発計画を今、今度全協あたりで説明すると申しましたけれども、少なくとも土地

利用方針がある程度方向性が決まった段階で、私の任期内に文書化をして次につなげたい  
なと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） おっしゃることはよくわかりますが、開発というのは時間もかかると思  
うんです。それから、今まで久芳町長と河邊社長が培ってきた、この信頼で成り立って  
おったと思いますけども、ここで片方が外れるとすれば、やはり同じ理解の協力体制はで  
きないと私は考える。従って、その土地を今やっておかないと、期限内にやるとおっしゃ  
いますけども、現在の関係する財政課長であろうが、都市整備課長であろうが、そういう  
各課長が誰が見ても納得できる、そして9月に私がお伺いしたときは、開発するときに久  
原本家にお伺いを立てないかないような状態がないかということに危惧しておりました  
が、その件はまだ払拭する段階ではないと思います。ですから、そういう数々の不審など  
ころ、不審というよりも、これから久山町が困るといことが起こらないように、早急な  
明文化が欲しいと。重ねてお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたように、あの土地については買い戻しはいつでもで  
きる状態にあります。それはもう契約上できる形になってますので、その点の心配は要ら  
ないと思います。ただ、買い戻さないでやるという、今の土地を扱うときに場所とかを移  
動するとか、そういうことのやり方も、わざわざ町の財政のきついときに買い戻してやら  
なくても、そういうやり方ちゅうのもあるんじゃないかなと思ってますので、任期ぎり  
ぎりまで持っていくつもりもないしですね。だから、町が事業をやろうとすればいつでも  
今の段階では契約上買い戻しは可能ですから、それはないと思いますので、ただ買い戻し  
も含めてこの土地の利用の今後の在り方については、久原のほうとそういう明文化したも  
のを作りたいと思います。ただ、その前にあの一帯の、長浦・石切地区の土地利用構想を  
ある程度議会のほうで提示して、こういう方向でいこうやということを早い時期に決めて  
いただきたいと思ってますので、それが、方向性が決まった上で、久原のほうとそういう  
文書を取り交わしをやりたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 今おっしゃるような計画をこの数カ月で実際できるものか。もしでき  
なかった場合は、この前の契約書では5年間の買い戻しができるといことがあがあるけれど  
も、必ず買い戻しという権利じゃなくって、買い戻しができるといことがあがあるから、も  
し町長がいらっしやらない場合、やはりこれは買い戻しはもうやめようといようなこと  
はないか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 買い戻しについては、契約上できるようになってますので、誰がトップになろうとそれは可能なわけですから、それは問題ないと思ってます。

それから、計画がすぐにはできないだろうということですけど、私が言ってるのは、あの一带、地域活性化ゾーンのエリアの土地利用構想を、今、策定しましたので、これを議会のほうに示して、このエリアはこういう土地利用、このエリアはこういう土地利用という形で、あれ全体をまず作るべきだということを前々から議会のほうから言われてましたので、まずそれが基本だろうと思ってます。その上であの石切、活性化ゾーン一带の土地利用の方向性がある程度承認いただいたならば、それに基づいて、今の久原本家のところは当然第1の開発エリアの区域になりますので、じゃあいつ買い戻しをするのか、というようなものを含めて文書の取り交わしができるんであろう。今やろうとすれば、もう買い戻しするかしないかの文面でしかないと思いますので、そういう形をとらせていただきたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 5年の契約ということ、買い戻しの条件というのは期限はいつまでか、できれば教えていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 手元にあれがないけど、その土地売買したときから5年間です。

（9番久芳正司君「おおむねなんですか」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ちょっと待ってください。

○町長（久芳菊司君） 失礼しました。

用途の制限のところ、契約締結の日から5年間は売買財産を使用目的以外には供してはならないということ、それから契約の解除の条件の中で、久原本家がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて契約を解除することができるということになってます。期間の定めは相当の期間という形になってますので、久芳議員が心配されるように、この期間というものをあまり置いてもいけないだろうと思ってますので、そういう意味では、いずれにしても明文化する必要はあると思えます。

失礼しました。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 確かにそのような契約の文献を見たような気がします。

それで、買い戻し、これが確実にもう白紙撤回を向こうからされたんだから、ヴィレッジ構想をですね。ですからもう極端に言えば、不動産取引でいけば、その権利は、所有権

はあってもそういう買い戻しができないとかいうような権利は、もうなくなったと解釈していると思うんですね。ですから、それだったら今の段階で町主導権でいつでもやれるというような文面は必要ではないかと、重ねて尋ねます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 相当の期間っちゅうのはどのような解釈するのか、ちょっとまだ私も明確に答えられませんけれども、契約の中では今の段階では契約解除することはできるだろうと思っています。

それから、久原さんのほうも、先ほどおっしゃったように、今は私と久原の河邊社長との間でという形で、そういう信義のもとで、そういう約束といいますか了解をいただきますので、久芳議員のおっしゃるのを受けて、早い時期にそういう契約解除を求めるのかどうかというのを判断して、久原側と協議をしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） ありがとうございます。私はそうやっていただければ町としても、またこれから事業を進めていく課長さんたち全てが安心してできる、誰でもわかるような進め方ができると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時0分